

第五十五回
参議院地方行政委員会會議録第七号

(一一一)

昭和四十二年五月十八日(木曜日)
午前十時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

仲原 善一君

林田 悠紀夫君

吉武 恵市君

松澤 兼人君

原田 立君

岸田 幸雄君

小柳 牧衛君

沢田 一精君

塩見 俊二君

高橋文五郎君

津島 文治君

中村喜四郎君

林田 正治君

鈴木 壽君

林 虎雄君

松本 賢一君

辻 武寿君

市川 房枝君

藤枝 泉介君

鈴木 光一君

伊東 隆治君

宮澤 弘君

長野 士郎君

降矢 敬義君

細郷 道一君

松島 五郎君

佐久間 彌君

事務局側
常任委員会専門員
川合 武君
鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査

○住民基本台帳法案(内閣提出)

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方公務員災害補償法案(内閣提出)

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方行政の改革に関する調査を議題といたします。御質疑のあり方の方は、順次御発言を願います。

○鈴木壽君 大臣の時間もないようでございますし、まあこの機会にいろいろお尋ねをし、見解を承っておきたいと思っておりますけれども、簡単にやるしかないようでありますから、この前、大臣からごあいさつのありました事柄について、若干それに関連してお伺いしたいと思います。

大臣はこの前、地方行政の運営にあたつて広域的に処理する体制を整備する必要があるというところを強調されておられるわけでありまして、そういうことに基づいて、都道府県合併法案等を国会に提出するのだと、こういうことを言っておられますが、一方、当面は地方行政連絡会議を活用してまいりたい、こうした事柄が述べられておるんであります。都道府県合併法案そのものについて、いまどうこうというようにお申し上げのじやなくて、当面やつていかれようとしております地方行政連絡会議につきまして、若干お伺い

したいと思つてあります。

これは、一つは、この地方行政連絡会議ができましたから、各地方でどのように運営されておるか、それをどう大臣は評価なさつておるのか、こういうことにつきまして、ひとつ大臣から総括的にお話しをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤枝泉介君) 地方行政連絡会議、これは御承知のとおり国の出先機関と申しますか、それと地方団体とが集まりまして、共通の問題について討議をするわけでございまして、国の事務と地方の事務との連絡の上においては、相当な役立ちをいたしておると思つております。さらにそれをいまして、地方団体相互の連絡の緊密性を増しまして、現在の経済社会の情勢からいたしまして、相当各地方団体が横の連絡をとりながら処理していかなければならない事務が相当多いことは御承知のとおりであります。それらの推進に役立っておりますものと評価しておるわけでございまして。

○鈴木壽君 これはまあ大臣にあまり具体的なことをお答えいただくのは適當でないかもしれませうから、あるいはほかの方でもよろしゅうございしますが、各ブロックごとの地方行政連絡会議、これが発足以来、どのくらい開かれて、その中でいゝわば議題になり、討議され、話し合われた事柄のおもなるもの、こういうことをどのようにつかんでおられるのですかね。

○国務大臣(藤枝泉介君) 鈴木さん、ますます係の者を呼びにやります。

○鈴木壽君 じゃあ、いまのことにつきまして、あとでお願いしますが、この地方行政連絡会議についてのいわばまあ法案が出た際に問題になったのは、問題になったと言っちゃ変でありますけれども、いろいろ論議の中にありましたことで大事な問題は、いわゆる広域行政ということについて

です、ね、一体どのように効果的な会の運営というものができるのか。それから、どういう広域行政についての具体的な進め方、こういうものが生まれてくるのか、こういうことがまず第一。それから、これが当時からいろいろ出ておりました都道府県合併というものの関係が一体どうなのか。それからさらに、道州制というものについて、それをどういうふうに関連づけて考えておるのか。こういうことが当時の論議されたおもなるものだったと思つてあります。

そこで当時の説明なりお答えでは、都道府県合併というものは、いまにわかに進めるといふようなことはしないのだ、道州制といふことももちろん考えておらぬ。ひとえに広域行政のために、関係ブロックの人たちが会合を持ち、その中でいゝゆる要請されておる広域行政をいかに進めるかというところ、と同時に、また一つには、国と地方との機関の人たちが集まるわけでありますから、国の仕事、地方の仕事、その関連、こういうものの調整といひますか、こういうことを主眼としてやつていくのだ。したがつて、もしこれがうまくやつていければ、広域行政をやるための合併とか、あるいは道州制といふようなものは、当面問題にならぬ、こういうことであつたと思つております。しかし、それからわずか二年かそこらで都道府県合併特例法が出てきました。こういうことになりましたと、一体地方行政連絡会議といふものの発足の当時の考え方、あるいは存在の理由、性格、こういうものについて、大臣がおっしゃるような評価といふものは、これはできないじゃないか。そういうことから、これではやつていけないのだといふようなことがあるのではないかと思つたのですが、そこら辺どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 地方行政連絡会議の意義は、ただいまお示しのようなことであること

は、現在でも変わりないと私は考えます。また、都道府県の合併につきましても、われわれといったしましては、あくまでこれは地方の自主的な発意に待つべきであつて、これを奨励するとか、あるいはさらに強制するとか、そうした意思は全然ございませぬ。ただ御承知のように東海とか阪奈とかという方面で合併の機運もございまして、そうしたほうと地域の発意によつて、自主的に合併する場合に、その合併の障害になるようなものは、国としては除去する必要があるのではないかとこの意味におきまして、この特例法案を提出いたしておる次第でございます。さらに道州制というような、特に道州制とおっしゃられるのは、おそらく、国の機関としてのそれを言われるのだらうと思いますが、そうしたものをいま全然考慮はいたしておりません。

○鈴木壽君　そういうお答えでございますが、私は依然として一つの心配が残るのでありますが、それはともかくとして、したがって、私は、地方行政連絡会議というものを一体どうごらんになり、どうこれから効果的にやっていくかということに對する実はお考えを聞きたいと思つておるわけなんです。一年に一度かそこらくらいしか開いていない。したがって、これは全部のプロックを私は調べたわけじゃありませんけれども、いままで、たとえば東北関係とか関東、それぞれのプロックに分かれておりますときも、年に一度くらいしか開いておらないように思つておりますが、多く開いても二回くらい、そういう状況の中で、しかもまた、私は実はその中でどういふことが議題になり、どういふことが話し合われ、どういふふうにそれがまた措置されたかというところに対する具体的なつかみ方をしておりますが、あるいは誤つてはいるかもしれませんが、どうも当初考へたり、あるいはまたこの連絡会議に持たせようとした性格、任務、こういうものにびつたりしないような感じを持つのでありますから、それでありまして、今後さらにこれを活用して云々というふうなことをおっしゃつております

すが、一体どうなのか。ここらが実は心配なものですから、その点どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君)　私も地方行政連絡会議全体についての開催状況あるいは議題等、つまりあらかじめいたしておるような動きをしておらないものは所期の目的のような働きをしておらない面もあるかと存じております。ただ私としては、これは、こうした現在の社会情勢におきまして、広域的な処理を要するものがさらに増大して、今日の現状におきまして、地方行政連絡会議をその意味において十分連絡するように、十分活用が出来ますように、それからまた、その会議の内容を達成するような方向へ運営してやってもらうように、十分指導したいたしと考えております。

○鈴木壽君　具体的なことになりましたから、これは局長、もしわかつておりましたらお答えいただきたいのですが、この連絡会議の開催のつどです、ね、そこでどういふことが議題になり、どういふことが話し合われ、それがどういふふうな経過と結果になつていくかというふうなことに對しての報告なり、あるいは自治省として、それに対しての照会なり、こういうふうなことをおやりになつておるのですか。

○政府委員(長野士郎君)　直接私のところで担当いたしておりますが、いまさつきお話ございましたように、この連絡会議の総会は、おおむね二年くらいが平均ではないかと思つております。したがって、その総会としてはあまりひんびんと行なつておるというふうにも申せないかと思つておりますが、それぞれの連絡会議におきましては、各行政部門ごとに専門部会と申しますか、たとえば道路とか、港湾とか、あるいは観光とか、地域開発とか、農業、産業関係とか、各部門ごとに専門部会と申しますか、そういうものを設けております。それから、それに関係のある各府県あるいは国の行政を担当しております機関の幹事会等も設けられております。これらは随時連絡にあたり、会合

を随時開催いたしまして、そして広域行政のため、大臣が先ほど申し上げましたような、県、あるいは国と県との間の調整をはかつておると、私も思つております。

最近の例で申しますと、たとえば昨年の、たしか公共事業を非常に促進して、景気回復と申しますか、そういうことに役立たしめるといふような場合における地方行政連絡会議における公共事業の消化促進というふうな連絡とか、調整というものがつきましては、相当な効果があつたように私も聞いております。

○鈴木壽君　これは所管といひますか、こういうことについてのこれはどこのか、わかりませんか……。

○国務大臣(藤枝泉介君)　大臣官房のほうです。

○鈴木壽君　時間もありませんから、この問題についてひとつお願いしておきますが、各ブロックごとの地方行政連絡会議が発足以来、いつどういふ会合をどう開いたか、議題は何か、それがどういふふうな経過をたどり、どう結論づけられたのか、これはその点は簡単にいひたいと思つて……。それから具体的にいふゆる広域行政という立場から、どのようにその後の行政事務が処理されておるのか、もしその議題にそういうものがあつたというふうな場合であつたら、その状況、これをひとつ、ごめんどうでも各ブロックごとのそれをやつていただきたいと思つていますが、いかがでしょうか。

○政府委員(宮澤弘君)　お示しする資料を作成いたしまして、提出いたしたいと思つております。

○鈴木壽君　実は大臣、あれですね、この問題、当時私も、はたしてこういうものをつくらせて、意図する、いわゆる広域行政においてどういふ効果をあげることが出来るのか、さらにまた効果をあげたためには、いまのような九つのブロックに分けた、そういう仕組みでいいのかわるか、こういうことをいろいろ心配したものの一人です、私は、しかし、自治省としては、ぜひともこれからのいわゆる広域行政をやつていくという要請にこ

たえるためにも、こういうものは必要なんだ、これによつて十分効果をあげることが出来るんだと、こういうことがありまして、成立を見たといういきさつがあるものであります。したがって、私も、私どもはこの問題に對して、こういう地方行政連絡会議に對して、もつと積極的に私は自治省が、指導と言つては悪いのでありますけれども、タッチされて、ほんとうに所期の効果、目的が達成せられるような運営なり、そういうものを考えてもらはないか、おかしなことになるんじゃないかという気がするのであります。そういう意味で、もしこの地方行政連絡会議というものが、府県を越えるいわゆる広域的な事務処理というものをうまくやつていくとすれば、合併とか、あるいは道州制というふうな広域行政からめて主張されているような、こういう事柄は、あまり意味がなくなつてくると思つておるのです。そこらはどうも、つくりはしたんだから、さへ一向無関心だ、これは地方団体のことだから、それにまかせておけというふうな、もしかそうだとしますと、私は、これはいろいろな機構をつくり、仕組みを考えてみても、結局生きてこない。そこら辺に宙ぶらりんにころがっているみたいなことになつてしまふのじゃないかと思つて、そういう意味で、私はほんとうに広域行政というものを考へていくといふことであれば、まずこれからのひとつ見直していかなければいけないんじゃないか、こういう考へ方では私はこの問題をいまお聞きしていただきたいと思つております。

○国務大臣(藤枝泉介君)　この地方行政連絡会議、これはもちろん、一つは国と地方との連絡を密にして、事務に支障を来さないようにということと、それからやはりそのブロックの都府県の代表者が集まるわけでございますから、その都府県のブロックの共通の問題について討議をし、円滑な行政をやつていくというわけで、したがって、ただいまお話しのように、この地方行政連

絡会議というものは、われわれとしても十分活用していかねばならないものであるし、その動きが鈍いようならば、いろいろ活発に動くような方法をとっていかねばならないと思います。また、その意味におきまして、たとえばこのブロックの長であり、その中心になる都道府県の知事と、それから総理大臣との懇談等も催してありまして、そういう点を十分活用していくようにいまでもやっておりますが、さらにもっと積極的にわれわれも考えていかねばならないと思っております。次第でございます。

○鈴木壽君 少しくどうでありますか。いまの大臣の答えていいわけですが、実は念のため、ひとつ当時のこの法案の提案理由にこうはつきり書いてあるんですよ。「今日、社会経済の進展に伴う地域社会の広域化に相応し、地方行政の分野におきましても、都道府県の区域を越えて広域的に処理すべき問題が次第に増加し、その内容も複雑多様となり、各種の行政が相互に密接に相関連してまいっているものであります。このような地方行政の動向に対処して、それぞれの地方において、広域にわたる行政が総合的にかつ、円滑に実施されるように、この連絡協議を保つ必要があるからこの連絡会議というものを設けることだ、都道府県の区域を越えて広域に処理しなければいけないいろいろな仕事があるため、また複雑化してくるが、それをやるためにこういうものを設けて、これで処理していこう、そうして自主的に各ブロック内の相談、話し合い等からして、おのおの具体的な広域処理の方法を見つけてやってみよう、こういうのがこの法の連絡会議のねらいであって、それを特に当時、さつきも言いましたように強調されておったわけなんです。もし、これがこれじゃだめなんだというなら話は別ですけれども、これでやっていると、やらなければならぬとするならば、すぐ都道府県合併なんていう問題が出てこないはずなんです。確かに阪奈とか中京を中心とするああいう問題は、一部から出ておりますけれども、ですか

ら、こういうことは、私は一つの広域行政をやっていくための基本的な考え方といえますか、姿勢といえますか、そういうものからやはり考えていってもらわないと、自治省自体が広域行政とか合併という、そういうものに振り回されているような感じを私も抱かざるを得ないわけなんです。まあこれはつけ足したいなもので、お答えを求めておるのじゃありませんけれども、この点十分ひとつ、いま大臣からお答えがありましたように、活用といえますか、ほんとうに効果的な運営ができるように、そして要望されておる広域的な事務処理ができますように、十分御配慮いただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

時間がございせんからこの問題はこの程度にしまして、いま一つの問題をお聞きしたいのであります。これもいろいろ数字的にわたること避けてまいりたいと思っております。あらかじめ御了承いただきたいと思っております。現在の地方財政を一体どう見、どうこれから持っていかなければならないというふうにお考えになっておられるかということなのであります。少し抽象的な聞き方で恐縮でございますが、というのは、大臣のごあいさつの中にも、非常に大事なことで取り上げられておるわけでありまして、また私どもも、現在の地方財政というものは非常に心配な面が多々あるのをごいまして、このままだらうどうなるのかと、そういう気がするのであります。で、この点についての現状についての御意見、あるいは将来についてのそれをひとつ承りたいと思っております。

○国務大臣(蔵枝泉介君) 四十二年度は御承知のように地方税の伸び、地方交付税の伸び等でやや好転したように見えますけれども、従来ややもすれば国の補助事業、公共事業等のおつき合いに追われておりまして、その地方の特色を生かした単独事業というものが片隅に追いやられた形になっておったと思うのでございます。したがいまし

て、そうした意味の社会資本の充実というものが非常に欠けておる。したがいまして、それに対する地域住民の要望と申しますか、需要というものが非常に大きいわけでございます。したがって表面的に好転したやに見える地方財政も、実質的に内容に入りますと、そういうところに非常に大きな穴を持っております。私は判断をいたすのでございまして、したがいまして、今後さらに地方財政の充実、ことに単独事業等、その地方の特色を生かす行政ができるような、そういうふうな仕事を上げていかなければならないと思っております。根本的には国と地方の事務の再配分をいたし、それにその裏づけとなる財源の再配分をいたさなければならぬわけでございます。率直に私見を申し上げますならば、やはり国の補助事業を整理をいたし、地方に独自の財源を付与するという方向で考えていかなければならないと思っております。

○鈴木壽君 いろいろな問題はあられるわけなんです。いまおっしゃられますように、地方団体といえますか、地方には自主財源が少なくて、うことで、これが一番大きな問題だと思っております。たとえば、自治省で非常に心配されて、今年度の道路目的財源ということで若干の措置がなされました。しかし、問題は、道路の目的財源がかりに五十億になろうが百億になろうが、こういう問題じゃないんです。たまたま道路がちょっと最近きわ立って目につくということと、そのための金がほしいということと、ほんとうですけれども、問題はそうじゃなくて、ほんとうの意味での自主財源、自己財源というものが無いというところに、いまの地方財政の苦しみがあると思う。自己財源といえますか自主財源といえますか、それを一体どう増強させるかということですね。

先ほど事務再配分と、それに伴う財源の再配分がされなければならぬ、こういうお話であります。確かにそのとおりだと私も思います。ただ、

この問題、これは大臣がいま初めておっしゃったことでなくて、何年も前から言われておることなすね。毎年の何といえますか、いわゆる財政白書を見ましても、あるいはまた、いろいろな自治省の地方財政に関する対策、そういうものを見ましても、そういうものは何年も前から言われておる。ところが、何年も前から言われておるにもかかわらず、一体それがどういうふうになってきおるのかということになりますと、率直に言つて、私はまことに残念だと思っております。いまの形というものは、ある意味においては、自己財源の充実を、地方債を増加して振りかえておるといような感すらある。これでは私はたいへんだと思っております。具体的なそういうことについていろいろ作業なり試案というものが私はおありになるんじゃないかと思うんですけれども、その点どうです。

○国務大臣(蔵枝泉介君) 非常に大胆な言い方をいたしますと、まず第一に、少なくとも政府の事業官庁等が、地方自治体を信用してもらいたいということがあります。すなわち、補助行政ではなくて、ほんとうにそういう目的のために地方に財源を分けてもらうということであらうと思っております。しかし、たとえば、四十二年度の予算編成の際におきましても、例の零細補助金の整理といううなことでも、せいぜい五億くらいしかできないという現状でございます。これはなかなかたいへんなことだと思っております。しかし、そういう方向でこれはしなばう強く、また精力的にやってみなければならぬと思っております。特に近く御審議をいただく地方制度調査会におきましては、その事務再配分に伴う財源の再配分についての御審議もいたしてくださいまして、これらともあわせて努力をしてまいりたいと思っております。

○鈴木壽君 時間が十一時になりましたから、しり切れトンのようなことでもやめざるを得ませんけれども、地方制度調査会から先般、行政事務の再配分についての勧告ですか、答申ありましたね。今後引き続いて、今度は財源の再配分につ

いてやっていくのだ、こう言つては地方制度調査会の方々にしかられるかもしれないが、あそこですういう税の、財源の再配分というものがうまくいくのかどうか。一方には税制調査会というものがあつて、何かいままでのこれらの問題についての審議の経過をちょっと見てみますと、その問題については、いまの財源の再配分の問題、どうも逃げていような感じがするのではないかと思ふ節があるのですが、ほんとうにあそこでの問題、地方制度調査会において技術的な対策というものが立てられるものかどうか、それについて大臣、どうですか。これはちよつと審議会とか調査会に對し私は心配ですがね、どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) これは私からお答えすれば、十分そういふことをやっていただけのものと確信をいたしております。

○鈴木壽君 むしろ自治省として私はやはり一つの案というものを持つべきじゃないか。そうして、これでどうですかと、こうでもしない限りあそこ、あそこと言つては悪いですが、ほんとうです。たとえば政府でいろいろこういうふうにしたい、こういうふうでいきたいという施策を社会保障制度について考えた場合、案をつくつて、こうして社会保障制度審議会のほうへかけますね。全部が全部そうじゃありません、そういうことが多くですね。何かそういうことでもしないと、そして、そういうふうにして、あそこで十分に御検討、御審議を願うというふうなことでもしないと、ただ預けておけば、なかなかこれはたいへんです。さつきも言ったように、現にかつて税制調査会のほうと地方制度調査会のほうとの間で、ちよつとお互いになすり合ひでもないでしょう。

これはどうもおれのほうでやる仕事じゃないのじゃないかと、そういうようなことか何かあったりしましておるのですから、もしほんとうに審議会なり調査会なりというものを利用しようとするならば、私は新たに、これは最近の傾向からすれば、あまり次から次と審議会なんかをつくることは賛成できないということもありますけれども、

しかし何とか新たなものをつくつてやるというほうが、一つの私はいふ考え方じゃないかと思うのですが、その点どうですか。それは最後に、新たなものをつくるつくりは別として、ひとつ自治省として政府部内、まあ自治省が、これにはつくれるわけじゃありませんから、大蔵とか、その他いろいろ関係あるところがありますから、政府のひとつ態度、方針というものが、具体的な施策というもののついで、何か一つのものをあつくりする必要があると思ふのですが、その点どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 確かにお話のとおりでございまして、原案とまでいかなくても、われわれの試案というふうなものを示して、それを土台にしていろいろ御論議いただくというの、一つの調査会と思ひます。私の記憶に誤りなければ、税制調査会のほうには、一度税の再配分についての自治省の意見を申し上げたことがあつたかとも存じますので、地方制度調査会のほうにつきましても、そういう態度で臨むべきであると考えております。

○鈴木壽君 これはきょう時間の関係で、大臣これ以上引きとめておくわけにもまいりませんから、これからの委員会、財政計画や、あるいは税等の問題の際に、あとでまたお考えをお聞きしたいと、こう思ひますから、ひとつその点を御了承していただきたいと思います。

○委員長(仲原善一君) 本件に関する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 住民基本台帳法案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。藤枝自治大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま議題となりました住民基本台帳法案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

市町村が住民を対象とする行政を適切に行ない、また、住民の正しい権利の行使を保證するためには、住民に関する正確な公の記録が常に市町

村に整備されていなければならないことは申すまでもありません。そのためには、住民の住所の変更等に関する届け出が、住民にとって簡易な方法で正確に行なわれる必要があるであります。しかしながら、現在市町村における住民の届け出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度につきましては、各種行政ごとに個々に定められていたため、かなり繁雑であり、住民の利便を増進するという見地からいたしまして、また、行政の近代化及び能率化の見地からいたしまして、改善を要する点が少なくないものであります。これを統合し、一元化する必要があります。この法律案は、このような事情にかんがみまして、去る昭和三十三年、政府に設けられた住民台帳制度合理化調査会から二年余にわたる調査審議の結果提出された答申の趣旨にのっとり立案いたしましたものであります。

すなわち、市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とするともに、住民の住所に関する届け出等の簡素化をはかるため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳に関する制度を設けようとするものであります。以下、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておくとともに、これに基づいて住民に関する事務を行なうこととしたのであります。

この住民基本台帳は、個人または世帯を単位とする住民票よりなり、住民からの届け出または職権によつて住民の氏名、本籍、住所等をはじめ、選挙人名簿の登録、国民健康保険及び国民年金の被保険者の資格並びに米穀類の配給に関する事項を記載することとしたのであります。

なお、住民基本台帳の整備に伴い、選挙人名簿

の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有する者について行なう制度に改めることとしたのであります。

第二に、住民基本台帳の正確性を確保するための措置といたしまして、住民基本台帳と戸籍とを結びつける役割りを果たす戸籍の附票制度を存置することとしたのであります。

第三に、住民は、住所等の変更をしたときは、市町村長に届け出をしなければならないこととするともに、その変更に伴う届け出は、すべてこの法律の定めにより一つの届け出で足りることとしたのであります。

したがって、国民健康保険、国民年金及び食糧配給に関する届け出等もこの届け出に統合したものであります。

その他、台帳に関する不服申し立て、調査、助言及び勧告、罰則等に関して所要の規定を設けてあります。

なお、この法律の施行に伴い、住民登録法を廃止することとするほか、公職選挙法、地方税法、その他関係法律の規定を整備することとしたのであります。

以上がこの法律案を提案する理由及び法律案の内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(仲原善一君) 次に、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。藤枝自治大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま議題となりました消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、一定規模以上の市に救急業務の実施を義務づける等、救急業務の拡充につ

とめてまいりましたが、最近における交通事故の激増に対処し、人命救護の一層の徹底を期するためには、現在救急業務を行なっていない市町村の区域にかかる道路の区間で、交通事故が多発するところにつきまして、救急業務の実施体制を整備する必要があります。

その他、最近における社会経済の状況にかんがみ、災害の予防と消防救護の充実等に資するため、若干の規定の整備を行なう必要があるであります。これがこの法律案を提案する理由であります。次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、救急業務の実施体制の整備に関するものであります。

救急業務を行なっていない市町村の区域のうち交通事故の多発する道路の区間にかかる救急業務の実施を、現に救急業務を行なっている他の市町村に要請することができるようにし、さらに救急業務を行なっていない市町村の区域で、特に交通事故が多発している高速自動車国道及び一般国道の政令で定める区間については、都道府県が救急業務を行なうものとしようとするものであります。第二は、液化石油ガス等の届け出に関するものであります。

最近における液化石油ガス等による事故の状況にかんがみ、液化石油ガス、その他の火災予防または消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、または取り扱う者は、消防長または消防署長に届け出なければならぬことにしようとするものであります。

第三は、その他の事項であります。その一は、消防に関する教育訓練の質的向上をはかるため、消防大学校に都道府県の消防学校等に対し、教育内容及び方法について技術的援助を行なう事務を加えようとするものであります。その二は、事務簡素化をはかるため、消防庁の所掌する都市等級に関する事務の一部を都道府県に委譲しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(仲原善一君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。藤枝自治大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

地方税につきましては、最近の数次にわたる改正により、地方財政の実情を考慮しつつ、負担の軽減に努めてまいりましたのでありますが、なお引き続き住民負担の合理化をはかるべく必要があるものと存じます。ただ、昭和四十二年度においては、地方税、地方交付税等の自然増収は見込まれませんが、一方、国庫予算の増加に伴う公共事業費の増大、社会保障の充実、または地方公務員の給与改定に伴う給与費の増加等による経費の増高も避けることができませんので、地方財政については、なお健全化を促進する必要があるものであります。したがって、昭和四十二年年度の地方税制の改正にあたりましては、このような実情を考慮いたしまして、第一種臨時地方特例交付金の交付にかえて、たばこ消費税の税率を引き上げることにより、地方税源の充実をはかりつつ、事業主控除及び事業専従者控除の引き上げにより、個人の住民税、個人の事業税を軽減する等、地方税負担の合理化をはかるため所要の改正を行なうことといたしましたのであります。

次に、以下順を追って地方税制の改正の概要について御説明申し上げます。

第一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、中小事業者の負担の軽減をはかるため、専従者控除を二万円引き上げることと

しました。また、障害者、未成年者、老年者または寡婦についての非課税の範囲を、年所得二十六万円までに拡大するほか、前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者がある場合の第一入目の扶養控除額も一万円引き上げることといたしております。

なお、昨年の所得税法の改正による給与所得控除の引き上げが、本年度以降、個人の住民税の課税標準の算定に反映することとなりますので、給与所得者にかかる個人の住民税につきましては、本年度約百四十億円の減税が行なわれることとなっております。

また、障害者、老年者、寡婦または勤労学生について現在行なっている税額控除を、所得税の改正に準じて所得控除に改めることといたしました。この改正は昭和四十三年一月一日から施行することといたしております。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、法人の均等割りの税率を合理化するため、資本または出資の金額によって税率を区分することとし、資本または出資の金額が千万円をこえる法人及び相互会社の標準税率を、道府県民税にあっては千円、市町村民税にあっては四千円に、その他の法人等の標準税率を、道府県民税にあっては六百円、市町村民税にあっては二千四百円にそれぞれ改めるとともに、これに伴い市町村民税の均等割りの制限税率についても、所要の調整を行なうことといたしました。また、租税特別措置法の改正により、法人税額の控除が拡大されますので、これによる減収を回避するため、法人税割りの課税標準である法人税額は、この法人税額の控除が行なわれる前の税額によることといたしております。

第二は、事業税についてであります。まず、個人の事業税につきましては、中小事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除及び専従者控除をそれぞれ二万円引き上げることといたしました。また、農業協同組合連合会が行なっている社会保険診療については事業税を課さないものとしていま

す。

第三は、不動産取得税についてであります。不動産取得税につきましては、産炭地域振興事業団が建設する工場用建物の取得について、その敷地と同様に非課税とする等、合理化をはかるほか、開拓者の開拓農地等の取得についての非課税及び農業委員会のあるところによる農地の交換分合によって取得する土地の課税標準の特例は、いずれも昭和四十二年三月末までの期限が満了しますが、その期限をさらに五年間延長することといたしました。

第四は、たばこ消費税についてであります。たばこ消費税につきましては、第一種臨時地方特例交付金のたばこ消費税への移行に伴い、道府県たばこ消費税の税率を百分の一・〇・三に、市町村たばこ消費税の税率を百分の一・八・一に引き上げることといたしました。この税率の引き上げは、昭和四十二年三月以降に売り渡した製造たばこから適用することとしておりますので、これに伴い、昭和四十二年四月分及び五月分のたばこ消費税につきましては、この改正後の税率によって算定した税額と現行の税率によって算定した税額との差額に相当する額を、それぞれ同年六月分及び七月分に合

わけて申告納付することとしております。

第五は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、地方鉄道業者または軌道経営者が、都市計画区域内において所有する地下道または路線道路橋、一定期間内に新設された自動車停止装置及び重油にかかる水素化脱硫装置について課税標準の算定上特例を設けることにより、その負担を軽減することとするほか、大規模の償却資産にかかる固定資産税の市町村の課税限度額について調整をはかるため、人口五万人以上の市町村についても、人口の増加に応じて課税定額は順次増額し、人口二十万人以上の市については二十五億円とするともに、市町村の課税最低限度保障額及び課税定額を増額する場合の前年度の基準財政需要額に乘すべき財源保障率も引き上げることといたしました。

第六は、電気ガス税についてであります。電気ガス税につきましては、ガスに対する電気ガス税の免税点を七億円に引き上げて、その軽減をはかることとしたしました。また、三年間の非課税期間が満了するポリプロピレン等、四品目を非課税品目に加えるとともに、紙の製造の用に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率は、当分の間、百分の五とすることとしています。

第七は、税制の簡素化についてであります。税制の簡素化につきましては、国税の簡素化とも対応して、延滞金が一百万円につき二銭の割合で計算される期間について合理化をはかることも、給与等の支払を受ける者が常時十人未満である事業所等にかかる個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の納期等について簡素化をはかるほか、事業税または法人税割りの分割基準である従業者の数についても、原則として事業年度等の末日現在の従業者の数によることとする等、申告手続についても簡素化することとしたしました。

以上のほか、軽油引取税の保全に必要な担保の提供を命じ、または特別徴収義務者の指定を取り消すことができる等、軽油引取税の徴収を合理化するとともに、所得税法の一部を改正する法律の施行に伴い、昭和四十二年六月一日前に支払われた退職手当等にかかる分離課税にかかる所得割りの額のうち過納となる額について還付の特例を設けるほか、所得税法の改正に伴う関係規定の整備等、所要の規定の整備を行なっております。

以上、地方税法等の改正につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、これに伴う増減収額は、初年度であります昭和四十二年におきましては、個人の住民税につきまして四十一億円、個人の事業税につきまして二十九億円、電気ガス税につきまして七億円、その他一億円の減収が見込まれますが、一方、法人の均等割りの税率の調整により四億円、国税の改正に伴い十四億円の増収が見込まれますので、これらの増減収額を差し引きすると、初年度においては六十億円の減収となります。また、平年度におきましては、所得税

における給与所得控除の引き上げに伴う個人の住民税の減収等により三百八十五億円の減収となるのであります。ただ、第一種臨時地方特例交付金のたばこ消費税への移行に伴い、初年度、平年度とも二百六十五億円の増収が見込まれますので、これを加えると、初年度においては二百五億円の増収であり、平年度においては二百二十億円の減収となります。

以上が地方税法等の一部を改訂する法律案の提案理由及びその大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(仲原善一君) 次に、地方公務員災害補償法案を議題といたします。

○原田立君 今回の地方公務員災害補償法案について若干お聞きしたいと思いますが、前回もいろいろと質問されておりますけれども、多少ダブル点があるだろうと思いますが、その点はひとつ御丁寧に御答弁願いたいと思います。

今回の地方公務員の災害補償について、特にこの法律をつくらなくても、現行の地方公務員法に基づいて条例で規定するように指導すればよいと基本的には思っておりますけれども、なぜ今回この法を提案するようになったのか、その点お伺いします。

○政府委員(長野士郎君) 現状におきまして、現行制度のもとで、個々の地方団体が条例を制定して、公務災害補償を適正に行なうことができるのではないかとお尋ねでございますが、ただいまの地方公務員法におきまして、職員の公務上の災害につきまして措置をすることを当然予定しておることはお話のとおりでございますが、ただ、最近におきましてところの国家公務員や民間労働者の公務上あるいは業務上の災害補償というものは、非常に制度の内容が進んでまいりまして、

そういう意味で非常に専門的、技術的になっておる面が非常に多い。また、そういうことと同時に、補償内容の改善というものが急速にはかかれておるわけでありまして、そういうことを考えますと、個々の地方団体が能力が充実して、そういうことがやれるようにするということも、もちろん大切でございますけれども、同時にこういう制度は、一種の社会保障的な意味と申しますか、もちろん持つものでございまして、公務員としてやちり最低といえますか、最低の補償というものを十分確保していく、それからまた、その統一的な運用がはかり得るということ、それから、まあ公務上の災害補償というものが迅速かつ確実に行なわれていくというようなこと、そうして、そういうものが専門的な機関によって実施されていくということが、一番適当な方法ではないだろうかというふうに考えておるわけでございまして、また、そういうことを十分に理解しながら、専門的な機関で実施していくということになりまして、また、そういう最低の公務上の災害補償というものをいたしますことにつきましては、一般論としまして、な

いわけゆる社会保障立法の一環といたしまして、なすべく法律で一定の水準というものを、給付内容を確保するということが望ましいわけでございます。

したがいまして、今回の法律では、補償内容を、最低水準といえますか、しかしながら、現在望み得る内容としては最高のものであるというふうにも考えられますが、そういうものを地方団体のいかににかかわらず、この公務の災害については補償するということの意味におきましての立法でありますことが一つ、それから、それを個々の団体の認定によって、非常に取り扱いが異なるというふうな形ではなくて、専門的な機関によってそれを統一的に補償する、実施する、そういうことによりまして、公務員の生活保障といえますか、福祉というものの増進に役立たしめる、そうして生活の安定

に資するといふ、この二つの目的を持ちまして立法しておるということに相なるといいます。

○原田立君 いまのお話の中に、統一的運用というふうなお話があったわけですが、地方自治体は三千三百有余ですが、非常に数多くありますし、現在までも、事実その地方公務員法あるいは労災法等によって現に運用されてきておると、特に今回こうやってやらなければならないという理由が何となく、いわゆる地方公務員は地方で働かざるを得ないという立場を抜きにして、何か国家で、国で大きなワケをつくって、きちんと縛り上げるというふうな、そんな感じが強いような気がするわけなんです。まあ国家公務員並みに地方公務員を引き上げるということは、たいへんけっこうなことだろうとは思いますが、これは現在ある法律の中で最高というふうな意味だろうかと思うのですが、全般的にはこれが最高ではないに、鈴木委員のきのうの話にもあるとおり、最低の基本線である、こう見るのが正しい見解ではないかと思うんです。

そこで、地方は地方の独自性というものを十分に認めていきながら進めていくという、そういう意味で行政指導でそれを徹底するようなことが、はたしてうまくいかないかどうか、行政指導で十分できるのではないか、こういうふうに思うのですけれども、どうでしょう。

○政府委員(長野士郎君) 先ほどの私の統一的な運用と申しましたのにつきまして、またお尋ねでございますが、公務災害補償におきまして、現状におきましても労働基準法、この前申し上げましたように労働基準法による内容は補償されるというところになっております。あるいはまた、現業職員につきましては、労災保険の適用のあります者、その関係の内容が補償されるということになっておりますが、問題は、何が公務上の災害であるかどうかというふうな問題になってまいりますと、この認定というふうな問題になりますと、それが認定者のいかにによりましては、非常に区々に扱われるということが起こりやすいわけ

ございます。それからまた非常に議論も、いろんな場合に、ケース・バイ・ケースでございますが、出てまいりまして、そして取り扱いを、そうしばしばあることではございませんので、そのたびごとに新しくいろいろ研究をいたしまして、そうして認定をしていくというように相なりますと、勢い補償の認定なり給付というものが非常におくれていくということも実情でございます。そういうものを、それぞれの所属する地方団体が違うから、あるところでは公務上の災害になつたり、あるところではならなかつたりしていいじゃないか、自由じゃないかということにはまいらぬのでありまして、やはり地方公務員の公務上の災害であるものは、統一的に災害として認定をし、統一的に給付をし、そしてその災害、障害の程度その他に応じて、やはり客観的なものさして処理をしていくということが、結局公務員の生活の保障なり福祉の安定に非常に役立つ、こういうふうなことを考えるわけでございます。

したがって、この法律で基金を設けておりますのは、地方団体が個々に行ないますものを、地方団体にわかりまして行なう。すなわち、地方団体が共同してそういうプールをつくりまして、そして専門家の認定にゆだねると、こういうことを考えておるわけでございます。それはやはり事柄の性質として、一種の社会保障でございます。そういう意味を持ちますので、お話のございましたように、最低線ということにもなるかと思ひますが、少なくともそれは正確に適用すべきものは適用させて、そういうことを組織的にも、制度的にも補償するということが最低必要ではないか。また、この前の鈴木委員のお話がございました申し上げましたが、地方団体のために特別な事情がありまして、この補償内容にプラスすると申しますか、そういうようなことを考えない、これは一つの地方団体としての特殊な自主的決定という問題として、この前申し上げましたように、地方公務員法のためえ、あるいは地方自治法のためえとしての、地方団体の自主的決定の

余地は残つておるわけでございますから、そういう面でも、地方団体の特殊性というものを公務災害の関係にも反映しようと思はれたい。これは、しかし、最低基準と申しますそのものは、どの地方団体によりまして、これが公務上の災害に該当するということであらばひとしくそういう認定をし、ひとしく迅速な給付をしていくということが、結局公務員の身分なり、生活を安定させるゆえんではないかということでございます。その点では非常に技術的なものを統一的に処理するという面もあるわけでございますが、地方団体の自主性をそこなうような形で統一的に処理するということではございません。

○原田立君 現に各地で労働災害補償は現実にこれはやっている問題で、局長は、これをつくると、もっと迅速に早くできると言う。そういうことのみの強調があるわけなんですけれども、社会保障の面でいって、こういう基金があることは、基本的にはいいんではないかという感じはするわけなんですけれども、ただ、現実にはそのきつていふものを、やっているものを、それをこういふふうな今回ばつと国のほうで統一的にやるといふことに、そこに無理があるのではないか。地方自治の自主性ということをもっと十分加味して、さっきの議論ではないけれども、行政指導でもっと徹底していけば、所期の目的が達せられるんじゃないか、あえて今回のようなことをやる必要はないんじゃないか、こういうふうな思ひんです。

○政府委員(長野士郎君) 条例を地方団体が個々につくっていくということも、もちろん不可能なわけではございません。お話のようなやり方も私は可能だと思ひます。しかし、現状におきまして、私どもの指導が不十分だということもあるかもしれません。現状は、前から御説明申し上げておりますように、まず適用法規が非常に区々である、職員の全体をおおっていない、そうして、また認定機関も区々に分かれていて、いろいろなことで、職員間の公務上の災害補償の体制としては

非常に未整備であるということでございます。片一方、国家公務員なり、あるいは労働者災害補償保険制度なりでは、非常に高い水準を維持しているわけでございます。個々の地方団体の条例を作成して、社会保険を実施するということは不可能じゃございませんが、やはりこの社会保険的な意味を含め、また同時にある程度のプールをつくりまして、社会保険的な意味を含めまして、そうしてまた専門的な責任のある機関によって処理をするということ、能率よく考えていく、そうして経費のその意味での節減もはかり得る、そういうことで、地方団体にわたってその公務災害を引き受けるような統一の機関をつくること、このことが、直ちに地方団体の自主性を害することになるかといへば、そういうことではなくて、むしろ職員の生活の安定とか、身分の保障というものを客観的な、専門的な指示によって能率よくはかっていくということとで考えていいんじゃないかというふうに思ひます。これはそうやらぬだつて、個々の条例としてつくらせることがいいのだという考え、この考えは、私は全然ないとは思ひません。そういう考え方もあると思ひます。この種のものを個々の団体が条例をつくつてやることは、自治の原則に適合するという見方もあるが、同時に職員の補償、職員の生活の安定なり、補償なりに資するということと、両方からみ合せて考えますと、地方団体にわたって基金が統一的に実施をしていくということ、まあほぼその両方の要請を満たすということにもなり、また専門的な処理、能率的な処理ということ、あるいは経費の節減、合理化ということにも沿う方法ではないだろうか、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○原田立君 いままでも条例でその補償の内容をつくつてやっているところがあるわけですが、それがこのいわゆるプリアルフア、きのうも話ありましたが、これもプリアルフア、そういう面である程度非常に優遇されている、あるいはまた、こういう労働災害等も交渉の対象にこれはなるはずなんです。そういうふうな面でプリアルフアというものが認められるというふうなそのときに、今回のように、こうやって統一的にやっていくと、そういうふうな面でも、何でもかんでも全国で一本化してしまうということは、はなはだ不平等化するのではないか、こういう心配も出てくるわけですが、現に悪いところがよくなくなつたりするのは、これは非常に社会保険的にいい面もそれは多々あると思うのですが、それ以上に対してのところ、あるいはそれ以上出したいと思うようなところというものが、これも今回の補償法案によって全部ストップ、それ以上いかぬというふうなことになる可能性が出てくると思ひます。それはだから交渉の対象になつて問題なんです。それから、これは各地方自治団体にまかしていいのじゃないか、こういうふうな思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(長野士郎君) 昨日——この前も御説明申し上げましたが、法律的にはこの災害補償法を実施いたしました後におきまして、地方団体がいわゆるプリアルフアと申しますか、そういうものをなし得る余地がなくなつてしまふことではないのでありまして、それはそういう意味での措置はなし得る。ただ私もいたしましては、今回の公務災害補償の内容は、まあ現在わが国でとられておる補償制度からいへば、一番高いものを内容としておりますので、鈴木委員にも申し上げましたが、これ以上のことを大いにやれとすめつつもりはごうもないというところは申し上げましたが、しかし、できないというのを申し上げるわけではございません。したがって、できなかりはしないかということにもその点ではならぬと思つておるものであります。

それからまた、さらにお話のございました、いわゆる公営企業関係の職員につきましては、この災害補償の関係も一種の労働条件であるから、団体交渉の対象事項ではないか、それから一般のその他の職員につきましても、いわゆる当局との交渉の範囲に入り得るものではないか。したがって

そういうものは、そういうところにかまかしておくべきではないか、理論的にもまかしておくべきという考え方が出るのではないかとお話しであります。一面それは確かにその点はありと思ひます。ただ公務災害補償というものは、法律のたてまえといたしましては、公務上の事故によりまして公務員が災害を受けるということになりました場合には、いわゆる使用者としての無過失損害賠償という考え方でございまして、使用者は全額自分の経費をもってそれを完全に補償するという義務を要するわけでございまして、したがって、単に団体交渉の結果やってもやらぬでもいいという性質のものではなくて、団体交渉でございまして、話がかかればやらぬでもいいというところになってしまふけれども、そういう性質を持っておりません。少なくとも一定限度、そのそれぞれの時期におけるところの、いわゆる社会通念かもしませんが、要するに無過失損害賠償の責任を果たすという内容のことは、交渉事項であらうが、使用者としては全責任を持って、しかも使用者の負担によって、全負担によって行なわざるを得ないという立場があるわけでございまして、単に自由な選択が認められておるといふような法的な構成ではないわけでございまして、その点につきましては、団体交渉事項だから自由でいいというところは、やや性質を異にしていいまいだろうか。その点からさらにそういう意味も含めまして、一定の内容というものを付与するということも、そこから一つは出てくるわけでございまして、また同時に、そのことがいわゆる社会保障の意味を非常に強く持ちますから、そういう意味でも統一的に最低水準は——おっしゃいます最低水準は補償するといふ考え方も出てくるわけでございまして、両かね合して考えますと、現在提案しておりますような形で補償の内容も一応なし得るものを用意をする、そして補償の認定、給付というものは、地方団体にわたったものが、それによって専門的な見地での認定、給付を行なっていくという

一つのあり方、そしてまた、それ以外に、理論上は地方自治のたてまえもございまして、また、いまおっしゃいましたような補償内容というようにないもの余地もあるというたてまえをとっておるわけでございまして、そのあたりが一番妥当な合理的なところではないだろうかというふうな考えでおるものであります。

○原田立君　そうすると付加給付は認めるといふふうな、それはやってもよろしいというふうなことになるですね。それはいいわけですね。

○政府委員(長野士郎君)　再々申し上げますが、付加給付は、法律的にも実質的にも、もちろん可能でございます。ただし、自治省として大いにそれをすすめるかというところになりますと、これはこれ以上のことをいま直ちにすすめる勇氣も何もないというところを正直に申し上げておきます。

○原田立君　それをストップをかける、通達かなんかでストップをかけるという、そういうことはございませぬね。

○政府委員(長野士郎君)　これ現在でもそういうプラスアルファと申しますか、そういうことをやっている団体が二、三あるわけでございまして、それが客観的な、あるいは全体を見渡しまして、均衡がとれておるものとも必ずしもいえないかもしれませんが、まあある程度かりに均衡がとれておるといふと、そういうことからは非常に飛び離れた内容のものが行なわれるというふうなことは、私も望ましいとは思はずしと思ひます。ただそういう意味で、均衡のとれた形のプラスアルファというところが、やむを得ないものとして措置をされるという場合でございしますならば、それをしむ。むしろそのプラスアルファがないほうが均衡を失するやうな形であるということであるならば、それをしむ非常によくないという形で、それに不当な干渉を加えるというやうなことをいたそうとは思っておりません。

○原田立君　そうすると、先ほどの説明もありましたけれども、今回の法人によってつくるところの基金の基本的な性格というものは、一部事務組合的な内容のものというふうな、そういうふうな考え方でもよろしいんでしょか。

○政府委員(長野士郎君)　基金というものの性格はどうだということになれば、いろいろ見方はあると思ひます。法律的にはこれは法律上認める特殊法人でございまして、そういう言い方をすれば味もそつけない話でございまして、基金の働きからいいますと、この法案の第一条に書いておりますように、地方団体にわたって補償を行なうために基金を置くわけでございまして、それで、その実質の内容からいいますと、いまお話がございましたやうな、どちらかといえば、共同で処理をするために基金を設けるといふことの実質の意味を持つておるわけでございまして、その意味ではそういう実質面の働きから申しますと、いまお話がございましたやうな一部事務組合的な性格を持つておる、こういうふうにお考えいただいてもよろうかと思ひます。

○原田立君　この法律が制定されて後、基金が置かれて、この法律の規定によらない独自の給付を条例により定めることは、これは差しつかえないというふうな意味で解釈していいんだらうと思うんですが、先ほどの話のように、この法律の給付水準より高い水準の条例を現に制定している地方団体、先ほど二つ三つあるというふうな仰せでしたけれども、それはどこなのか。あるいはこれを否認するのは是認するの——是認ということではよろしいですね。

○政府委員(長野士郎君)　現在公務災害補償でいわれるプラスしていると申しますか、それはこの間からお話のございましたやうな、主として休業補償とか、そういうところにプラスをしているというのがあるわけでございまして、たとえば東京都とか、あるいは六六市等におきまして、そのプラスをしているのがあるわけでございまして、そのプラスと申しますのは、先ほど申しましたやうな休業補償につきまして、東京都、横浜、名古屋、京都、大阪、そういうところが休業補償につきま

して、いわゆる百分の百と申しますか、そういうものを行なっているわけでございまして。一応現在行なっておりますから、またこの公務災害補償法と地方公務員法、地方自治法、その他の関係におきまして、先ほど申し上げましたやうな意味で、行ない得ると申しますか、それも災害補償の一種であるといふ考え方を解釈上もとり得るというところでございますので、これはそのままそういう引き続いて行なうということにならざるを得ないわけでございまして、その点ではそのままそれが認められていく、こういうことになるわけでありまして。

○原田立君　この今回の法律によって、地方公務員が交渉相手にならなってしまう、そういうやうなことにならないか。たとえば基金が地方公務の災害補償等については一切受け持つ、こうなると、いままでは地方公共団体の長と交渉することができていたが、それが交渉相手にならなくなるのではないかと、こういうふうなことを考えるのですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(長野士郎君)　お話しは二つの内容があると思うのでございまして。一つは個々のケース、個々のケースについて、これは公務上の災害補償にはまるのか、はまらないのか、はまるとしても、その程度がどうなのかというやうな問題が一つございまして、それからもう一つは、そういう実際のケースにあつたての問題ではなくて、補償の内容、いままで上がっている、たとえば給付の四百日分というものが低過ぎる、それを五百日分にいたせというやうな内容問題、いわゆる制度の内容の問題、二つあるだらうと思ひますが、一つの前者のは、個々のケースが公務上の災害に当たるのか、当たらないのかというやうな問題は、性質としてどうも団体交渉とか、そういうものの対象で、がんばれば当たる、がんばらなければ当たらない、そういう性質のものではないと思ひます。と申しますのは、公務上の災害補償というものは、先ほど申しましたやうに使用者の無過失責任として、完全に使用者の全責任において補償、

されなければならぬというたてまえでござい
すから、力関係等によりまして、当たったり、当
たらなかつたりその程度が上がったり、下がった
りするというようなことは性質がそぐわない。
もしかりにそういうことがあって、不当に公務上
の災害であることをはずしたり、あるいは高い
障害であるにもかかわらず、低い障害に当
てたりいたしますと、それは必ず損害賠償の対象
になりますから、そんなことは性質としては行な
えないこととございまして、客観的な専門的な知
識と、認識等によって判定をしていくということ
にならざるを得ない性質を持っているわけでご
ざいますから、このことが交渉の対象になる、なら
ぬということとは、ややまあ性質が遠いのではな
いかという感じが実際問題としてはいたすわけ
でございます。

後者の、内容につきまして、四百日分は低過ぎ
る、これは例でございしますが、五百日分はいたせ
というようにございまして、現在この法律が
四百日分としてあるといたしますと、これがまあ
個々の団体の、プラスをするのかしないのかとい
うようなケースに入っていく内容になるのだから
と思うのでございまして。これは先ほど申し上げ
したように、理論上はプラス百日分ということ
は可能なわけでございます。話し合いの内容とし
て、それを対象にするということも、もちろん可
能だということを申し上げているわけございま
すから、その点では公務災害補償と、団体の職員
との間における交渉なり話し合いの対象という
ものとの、両方が満たされているということにな
るわけでございます。基金が一括して補償する
ということから、もう全然交渉内容からはずれて
しまうということにはならないではないかとい
うふうに思っております。

○原田立君 今後補償内容をよくするには、補償
内容をもう少し引き上げたい、よくしたいとい
う場合には、どうしたらいいことになりますか。
○政府委員(長野士郎君) もうこれは私が申し上
げるまでもないこととございしますが、一つは、こ
の法律を変えるということだろうかと思ひます
し、一つは、個々の団体の特殊性に応じた付加的
な補償を加えるか、加えないかという問題になる
だろうと思ひます。

○原田立君 要するに国家公務員のはうが変わる
から、そっちがよくならたら、地方公務員のはう
もよくなるだろうから、それまで待て、こんな
うなことにならないのではないかとふうな私は心
配をするわけですが、そんなことになりそ
うですか。

○政府委員(長野士郎君) これは今後の問題で
ございしますが、一つは、私も、これから検討を進
めてまいりたいと思ひますことの中には、国家公
務員のあり方と地方公務員のあり方とは、業種、
職種によつて、必ずしも同一なものばかりでは
ございせん。むしろ、特別な公務上の性質を強く
要求されておるもの、そうしてむしろ逆に公務上
の災害にかかりやすい職種というふうなものが、
職種によつていろいろあるわけでございます。

この辺につきましましては、国のほうにももちろん
あるということにもなりましようが、地方公務員
の場合には、たとえば警察なり消防なりという第一
線機関等を考えますという、国の場合、まあ国
の警察は、現場の警察というのとはどこにあるか
といへば、よくわかりませんが、皇宮警察くらい
ものだろうと思ひますけれども、そういうふうな
ものと地方の第一線の警察の公務上の問題とは、
相当ケースも違つてくるし、性質も違つてくる。
消防職員等を見ても、それはおわかり
いただけたと思ひますが、そういうものにつきま
しての特殊な問題というものは、今後私も鋭
意研究をいたしまして、そういうふうなわしもの
がどの程度取り上げ得るものかどうか、これは一
般的な問題としても考えていく必要があるという
意味で、この公務災害補償法制定と同時に、そ
ういふ責任を痛感するし、そういうことも究明を
していきたいという気がいたしております。

もちろん、また同じような職種で、国家公務員
のはうが内容をよくしていく、あるいはまた労働
者災害保険の關係のほうの内容もよくなつていく
という場合に、これだけ取り残すということはい
たすつもりはもちろんないわけとございまして、こ
れらもそうしていくということにはもちろんいたし
たいと思つております。これはこれから研究の
課題でございしますが、それと同時に、国家公務員
が特に公務上の災害というもので大きく必要の分
野があつて、それが地方にはそういう分野がない
というものであれば、それはちよつとそれよりも
下がらざるを得ないと思ひますが、たとえば逆
に、いま申し上げました、たとえば警察とか消
防とかというもののもう少し問題を究明してい
かなければならない。あるいはそれ以外に、たと
えば公営企業の職員などについても、いろいろ考
えていくべきケースは出てくるだろうと思ひます
が、これは私も、今後大いに研究をしてまい
りたいと思つております。

○原田立君 その研究の成果を期待するわけ
けれども、往々にして、一つのものをきめると、
なかなかそれが改善、改良、上昇していくとい
うことはほとんどないのですね。それで心配するわ
けです。今回の災害補償の基金ができた場合に、
中身をよくしていく、それには具体的に研究し
て、自主的に判断してつくられていくというふう
なものでなしに、何かそこを、もつとはっきりし
たものがないのかどうか。たとえば、普通のいま
までの場合であれば、いろいろと交渉する段階に
おいて、漸次補償内容をよくしていくというよう
なことはできると思ひますが、今回からはそうい
う話し合いというものはほとんどなくなつてく
る。多少の話し合いはあるのかもしれませんが、
ども。そうなりますと、補償内容をいま一歩前進
せしめていく、こういうふうなことは、それは
自治省のほうの、局長のほうでいわゆる研究して
いくことだけなんだということだけでは、ちよつ
と何か不安のような感じがするのですけれども、
確たることはございせんか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほど申し上げました
ように、災害補償の内容が、話し合いなり交渉の
対象事項であることは、この統一的なものをつ
くりましたからといって、その性質が変わるわけ
はございせん。それぞれの地方団体の当局との
間では、そういうものも含めまして、いろいろ話
し合いというものは行なわれていくわけござい
ます。また同時に、地方公務員の公務災害補償に
ついて、いままでは個々の地方公共団体で、その
ケースによつて関心を持っておるといふ慣行に
なつたのでございまして、これから常にそういう公務災
害補償というものに四六時中直面いたしまして、
そうしてこれを統一的に認定をしたり、実施をし
たりするということをやつておる専門機関とい
うものができ上がっていくことは、その点では、公
務災害補償の分野に新しい究明を加えていく非常
に有力な人的組織にもなり得るものではないかとい
うに私は思つておるわけとございまして、む
しろそういう意味で、そういう実際のケースを通
じまして、補償内容の実態との適合関係というよ
うなもの、全国的なデータが明らかにになりまし
て、そうしてその改善なり運用の合理化とい
うものに資していくのには、非常に役立つのでは
ないかというふうに思つておるわけとござい
ます。

○原田立君 今回のこの基金の対象職員は常勤職
員ということで、非常勤職員は補償の対象にはし
ていないということですが、いままでも対象
外であつたようですが、これは入れていいのじゃ
ないのかというふうな気持ちがあるわけとすけれ
ども、それと、特に六十九条では、非常勤職員は
条例で定めろ、こういつてゐる。条例で定めろと
いうことは、確かにそれをつくつてやりなさいと
いうことなんです。この中に非常勤職員を入
れてやってもいいんじゃないか、そんなに数が多
くあるはずはないと思うのですが、この点はいか
がですか。どういふのが常勤職員で、何人くらい
かと、おわかりになつてゐるのだったらお教え願
ひたい。

○政府委員(長野士郎君) 非常勤職員につきまし

償を確定にするということにまあいたしたわけですから、
 ○原田立君 きょうはあまりそのお話がないんですけども、この前のお話の中に、国家公務員の

災害補償と同様であると、そういうふうな趣旨を盛り込んで、地方公務員のレベルアップをしたんだというふうなお話でありましたが、国家公務員の場合には、これはちょっと技術的な問題になると思うのですけれども、これは災害が起きると、すぐばつと支給されるというようになっておるわけですから、こっちの地方公務員の場合は、

い、ゆる請求主義をとっておるわけですね。請求をしなければならぬ。その請求をしそこなつて、うっかり忘れちゃつて二カ年間たつてしまつたならば、時効になってしまう。こういうような点で、国家公務員のほうと比べてみると、かなり不利な条文ではないか、地方公務員自身が。そこで、こういう請求主義などらないで、国家公務員並みに支給するという、そういうような方向に持つていくべきではないかというふうに思うのですが、どうでしょう、二十四条ですね。

○政府委員(長野士郎君) まあこの点は、この国家公務員の場合は、使用者の国というのが直接に認定をして実施するという形でございますので、まあその使用者の管理している範囲の中で起きますところの公務上の災害でございますので、一番知っておるのも使用者であるという形でものが考えられておるわけでございますが、この場合に

は、基金というものは、一応まあ理屈といえは、理屈なんでございますけれども、基金というものは、使用者にかわって災害補償を行なうんだけれども、使用者自身ではないわけでございますのでも、公務上の補償というものが、そういう事故が起きて補償の事由が生じたということを自分で直接知するという機会がない。そこでやはりその請求というものについては、請求というものがあって活動を開始するというところに考えざるを得ないのではないか。これはまあ理屈が勝つたような議論ではございますが、と申しますのは、いまの労災

関係も、やはりそういうふうな個々の企業で事故が起きるわけでございます。やはり請求という手段をとらざるを得ないということとておるわけでございます。大体、理屈がそういうことで考えられるので、それに合わせたということでございますが、実際問題、それじゃどうなるかということになりますと、これは個々の職場で、この前も御質問がございましたが、一体二人や三人でやるかというお話がございましたときに申し上げたのでございますけれども、それは受け取るほうとしてはそうだけれども、実際に人事管理をやっておる係とか、そういうものはたくさんおるわけでございまして、それが、自分のところの職員に公務上の災害が起きるわけでございまして、補償の手続の形式は、本人が申請するというか、こうにはなりませんけれども、実際はそういう職場におけるところの管理者あるいは監督の地位にある者が、そういう者の状況なり資料なりを整理いたしまして、本人の請求という、形の上ではございしますが、非常に助力していく勤務もこの中にありまして、実際はそういうことで処理が進められるわけでございまして、本人がその機会を失うというふうなことはまずこれはないものと私も思いますし、また運用上もそういうふうなことでございまして、ただ法律上のたてまえからいいますと、そういうふうな直接自分の管理しているところで事故が起きるのではなくて、基金は一応別のものではないかと、一応取り扱いは別なものでございまして、で、それと合致したほうが、理屈の筋が通るのではないかと、そういうことで整理をしたということでございます。

ありますので、特に請求主義の請求ということからみ合せて、ちょっと国家公務員並みの例からいけば、かなりおくられているんじゃないか。実際運用面でもそんなことはあるわけはないだろうと思ひますけれども、この点はひとつ不利なようなことにならないように、きちっと通達なり何かをしてもいいかと思う。ほんとうならば、労災のほうでそうだからといって、国家公務員並みのことにしてやったほうがよくはないかと思ひて、そう考へてゐるのですが。

○政府委員(長野士郎君) いま申し上げましたように、たてまえとしますと、国のほうは、自分のところの管理下におけるところの者に、管理しておる者の中に事故が起る、国のほうは当然にそれを把握しておるべきだ、把握し得るという状態から、あつていふ考え方をとつた。こちらのほうは、基金というものは別だから、当然に把握し得る状態にない。という形で、それは筋としては、こういうやり方が筋だろと私も思ひます。ただし、お話のように、実際の運用といたしましては、これは地方団体のほうからいへば、本人と一緒になつて請求するようになつてゐる意味では、しまつたのでございまして、そういう意味で、職員あるいは地方団体の協力義務というものは、この法律の中に条文がありますが、それが生きてくるわけでございまして、実際問題として本人申請だから、本人の補償なり保護に欠けるといふようなことには、そういうことが万々起らないように指導してまいりたいと思ひております。

○原田立君 やや小さな問題、大きな問題、ごちやごちや質問するようになると思ふのですが、給与形態により平均給与額が過少となる場合の算定は特例を設けるというふうな項があるのです。が、その特例を設けるという、それは一体どういふふうにお考えになつてゐますか。現に平均給与額が非常に少ない人の場合、それで事故にあつた場合、たいへんお気の毒なわけでありまして、その特例もあまり過小な特例では、こういうふうな条文をつくる意味合いが少なくなつてしまふのです。

○政府委員(長野士郎君) これは、ここに規定してあります趣旨は、もう先生よくおわかりだつておると思ひますが、要するに平均給与額というものを単に計算しますと、本人に非常に不利になるといふような場合に、今度はその特例を設けて、平均給与額というものを、そういう機械的な計算にそぐわない事態のために書いておるわけでございます。したがつて、問題は、過去三カ月の給与総額をその期間の総日数で割り出しまして、方法では算出することができない場合でございしますので、たとえば、あまりいい例ではないかと思ひますが、三カ月の間に、えらい罰金などを受けまして、月給が下がつてゐるとか、あるいは停職を食つて、何か事故が起きてそういうことになつてゐるとかという場合には、その低いままに考へることは、本人のために非常に不利でございまして、したがつて、そういうものは、あつていふべきものという特例を考へざるを得ない。また組合の専従職員等で、給与は受けていないというふうな者も出てくるわけでございまして、そういうふうな場合には、それをそのままでは計算ができないというふうなことになるわけでございしますので、そういう者につきましても、どうしても特例を設けなければならぬということになると思ひております。

○原田立君 その特例を設けるのは、たいへんけつこうなことで、大いにしつてやうてくださいという意味のことを申し上げるわけです。あまりにも過小になつたのでは気の毒だ。だから、どういふ内容のものにお考えになつておるか、試案というふうなものがあるわけだろと、こう思つてお聞きしてゐるわけですが、まだ考へておられないわけですか。なければならぬでございす。

○政府委員(長野士郎君) 実はいまいろいろ検討しておりますが、いま大体お手本がほかの公務災害補償にもあるわけでございまして、御趣旨のうちに結局これをやるという考へ方は、職員に不利な扱いをしたくないということから出発しておるものでございまして、その点は公平な形にならなければいけないと思ふのであります。たとえば、いまここで何かこう、たとえば休業補償の期間中にベースアップがあつたというふうな場合に、ベースアップ後のたとえば基本給相当額というものが、平均給与額というものを上回ることになるといふような場合には、それを用ひませんという、本人には非常に不利であるというふうなことが起こります。いろいろのケースが考えられるわけでありますが、そういう意味で、平均給与額というものが、個々の本人の場合にとつて、機械的な計算をするとは非常に不利になるといふ場合には、そういう計算をしない、こういう場合には、こういう方法でやれということ、いろいろのケースを洗ひまして、新しい計算方式、別個の計算方式を考へるということでございますが、具体的な内容は、現在公務員共済関係でやつておりますものとあまり変わらないと思ひます。と申しますのは、これらはもうその点では非常に、職員の保護という見地だけでも考へることになつておるようでございしますので、大体それになつていけば、あやまちはないのではないかとと思ひております。

○原田立君 運営審議会の実は委員ですけれども、これもこの前お話がありました、職員の代表を学識経験者の中に入れていいんじゃないかと、この前何か局長は、もしそれが学識経験者ならば入れてもいいのだというふうな意味合いの御答弁だつたのですが、そういうことでよろしゅうございすか。

○政府委員(長野士郎君) この基金の運営審議会につきましても、この趣旨は、地方団体の損害賠償責任というものを完全に実施する、地方団体使用者の全負担において実施するといふたてまえでございまして、運営審議会と申しますものも一種の、あまり役員ばかり多くなつてもいいけれども、運営審議会という形でこれに参加するといふことを考へたわけでございまして、したがつてい

○原田立君 事務的に整理をしたというふうなお話でありますけれども、ただ二年で時効になる、そういうふうな項目も一つありましたので、「補償を受ける権利は、二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する」とするものというものが

ありますので、特に請求主義の請求ということからみ合せて、ちよつと国家公務員並みの例からいけば、かなりおくられているんじゃないか。実際運用面でもそんなことはあるわけはないだろうと思ひますけれども、この点はひとつ不利なようなことにならないように、きちっと通達なり何かをしてもいいかと思う。ほんとうならば、労災のほうでそうだからといって、国家公務員並みのことにしてやったほうがよくはないかと思ひて、そう考へてゐるのですが。

○政府委員(長野士郎君) これは、ここに規定してあります趣旨は、もう先生よくおわかりだつておると思ひますが、要するに平均給与額というものを単に計算しますと、本人に非常に不利になるといふような場合に、今度はその特例を設けて、平均給与額というものを、そういう機械的な計算にそぐわない事態のために書いておるわけでございます。したがつて、問題は、過去三カ月の給与総額をその期間の総日数で割り出しまして、方法では算出することができない場合でございしますので、たとえば、あまりいい例ではないかと思ひますが、三カ月の間に、えらい罰金などを受けまして、月給が下がつてゐるとか、あるいは停職を食つて、何か事故が起きてそういうことになつてゐるとかという場合には、その低いままに考へることは、本人のために非常に不利でございまして、したがつて、そういうものは、あつていふべきものという特例を考へざるを得ない。また組合の専従職員等で、給与は受けていないというふうな者も出てくるわけでございまして、そういうふうな場合には、それをそのままでは計算ができないというふうなことになるわけでございしますので、そういう者につきましても、どうしても特例を設けなければならぬということになると思ひております。

○原田立君 その特例を設けるのは、たいへんけつこうなことで、大いにしつてやうてくださいという意味のことを申し上げるわけです。あまりにも過小になつたのでは気の毒だ。だから、どういふ内容のものにお考えになつておるか、試案というふうなものがあるわけだろと、こう思つてお聞きしてゐるわけですが、まだ考へておられないわけですか。なければならぬでございす。

○政府委員(長野士郎君) 実はいまいろいろ検討しておりますが、いま大体お手本がほかの公務災害補償にもあるわけでございまして、御趣旨のうちに結局これをやるという考へ方は、職員に不利な扱いをしたくないということから出発しておるものでございまして、その点は公平な形にならなければいけないと思ふのであります。たとえば、いまここで何かこう、たとえば休業補償の期間中にベースアップがあつたというふうな場合に、ベースアップ後のたとえば基本給相当額というものが、平均給与額というものを上回ることになるといふような場合には、それを用ひませんという、本人には非常に不利であるというふうなことが起こります。いろいろのケースが考えられるわけでありますが、そういう意味で、平均給与額というものが、個々の本人の場合にとつて、機械的な計算をするとは非常に不利になるといふ場合には、そういう計算をしない、こういう場合には、こういう方法でやれということ、いろいろのケースを洗ひまして、新しい計算方式、別個の計算方式を考へるということでございますが、具体的な内容は、現在公務員共済関係でやつておりますものとあまり変わらないと思ひます。と申しますのは、これらはもうその点では非常に、職員の保護という見地だけでも考へることになつておるようでございしますので、大体それになつていけば、あやまちはないのではないかとと思ひております。

○原田立君 運営審議会の実は委員ですけれども、これもこの前お話がありました、職員の代表を学識経験者の中に入れていいんじゃないかと、この前何か局長は、もしそれが学識経験者ならば入れてもいいのだというふうな意味合いの御答弁だつたのですが、そういうことでよろしゅうございすか。

○政府委員(長野士郎君) この基金の運営審議会につきましても、この趣旨は、地方団体の損害賠償責任というものを完全に実施する、地方団体使用者の全負担において実施するといふたてまえでございまして、運営審議会と申しますものも一種の、あまり役員ばかり多くなつてもいいけれども、運営審議会という形でこれに参加するといふことを考へたわけでございまして、したがつてい

て、この内容は、地方団体の機関の代表者というものをいれるということを中心にして考えておるわけでございますが、基金の運営の問題の中には、単に財政負担とか何ということだけではございませんで、いわゆる医学上のいろいろな見地からの、たとえば福祉事業をやります場合に、どういう施設が適切であるとか、いろいろな問題が起こってくるわけでございます。それからまた同時に、負担金の率等を考えます場合には、保険数理と申しますか、ある程度のそういうものを考えなければなりません。そこで、そういう専門家というような者を加えて運営審議会を構成することが適当だというふうに考えたわけでございます。また、これらの機関を代表する、知事を代表するとか、市長を代表するとかいうようなことで、いろいろ書いておられますが、必ずしもこれがすべて教育なら教育についての任命権者ではないわけでございます。そういうものもございしますので、やはり任命権者を代表するという意味では、ここへもっとほかの者も加えるという必要も出てくるんじゃないだろうかというようにもあわせて考えまして、そして学識経験者ということで加えたわけでございます。したがって、いま申し上げますような意味におきまして、学識経験者兼備であるところの職員がおりますれば、私はそれは学識経験として入れるのが少しも差しつかえないというふうに考えております。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する午前中の審議は、この程度にいたします。

午後二時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後二時五十四分開会

○委員長(仲原善一君) 地方行政委員会を再開いたします。

地方行政の改革に関する調査を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○原田立君 大臣のごあいさつの中に、特に地方財政の問題についていろいろお話でございますが、その点について伺いたいと思うのです。先ほども鈴木委員のほうから、地方財政をどう見ているか、どの方向に持っていくのかという、そういうことがありましたが、今年度地方税及び地方交付税の伸びが多少よくなったというふうに言われておりますけれども、まだまだ正常な状態でないことは、これはもう御承知のとおりだと思つておりますが、それで特に毎回の臨時措置でですね、毎回の臨時措置をもつて譲るといふ、そういうやり方、これは答申の中にもあったように、計画的な財政運用というものができないと地方のほうでできない問題でありますし、こういう臨時措置というものをずっと前向き姿勢で何らかは是正するような、そういうことについてはどういふふうにお考えになっておられるでしょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 確かに、お話のように、臨時措置というものは好ましくないわけでありまして、四十二年度については、昨年の特別事業債の利子の問題、固定資産税の足切りの問題並びに道路財源の問題につきまして特別交付金を出すような処置をとりましたが、このような問題は今後は、こうした臨時措置でなく、税なりあるいはその他の処置なりにいたしまして、こうしたものをなくしてまいりたいと存じます。

○原田立君 そのなくしていかれることに私は非常に賛意を表するのですが、答申等もあると思ひますが、具体的にはどういふふうなことをお考えでしょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 午前中もお答え申し上げましたように、行政事務の再配分、それに伴う財源の再配分を確定をいたしまして、そうしてその中におきまして税なりあるいは国の支出なりというものを確立いたして、そして年々臨時的なものととして処置するようないふ方法をとりたいと存じます。

○原田立君 それでは次を待つばかりであります。次に市町村道に対する目的財源の賦与の問題、今回は一般会計から二十五億円の臨時交付金を交付するというところでございしますが、その結論のところ、「引き続き検討いたす所存であります」といふふうにございしますが、事実二十五億円ではずっと足りてみればほんのわずかになってしまひますが、引き続き検討なさるということでございますが、この中身等についてはいかがでございますか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 私としては、揮発油税等の市町村への移譲を望ましいものと考へております。なお、新道路五カ年計画の内容の確定にあたりまして、地方単独事業が一兆一千億もありまして、その他補助事業もあるわけでございしますから、それらとにらみ合わせて地方の道路財源を確保いたすようにいたしたいと考えております。

○原田立君 これで、まあ多少心配するわけですが、道路財源がほしい、そういう意味から、ガソリン税の値上げですね、こういうようなことはまだお考えではないかと思ひますけれども、そういうような点はいかがでございましょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 新道路五カ年計画の財源措置がどうなるか、まだ未定でございまして、しかも所管でない私が申し上げるのはいかかと存じます。おそらくそうしたことではないのではないかと存じます。何分にも私所管でございせんので、まあ影響は受けるわけでございますけれども、私から申し上げるのはいかがかと存じます。

○原田立君 所管違いでたいへん申しわけなかつたと思ひますが、この問題はやっぱり、いま大臣御自身仰せになるように、非常に影響性が多いわけでありまして、これはやはりガソリン税の値上げなどではないで、そうして財源措置が講じられるように、その点ひとつ強く要望したいと思ひます。

それから次は、佐藤総理が、地方税の問題について、電気ガス税については悪法であると、廃止の方向に向いていくというふうな、そういうふうなお話がありましたけれども、その範囲のところでも、もしなお詳しく御説明願える点がありましたら、御説明願いたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) まあ電気ガス税、一般住民にとりましては生活物資ともいふべきものの、産業にとりましては原料ともいふべきものの、これに課税をするのが適当でないという意味において佐藤総理がお答えになったのだと存じます。ただ、一方、市町村にとっては、電気ガス税というのは非常に安定した税でございまして、額も相当、六百億以上にのぼるわけでございまして、ただこれを廃止の方向で考へるといふわけにはまいりません。どうしても他の新たなよい税源を考へながらこれを処置していかなければならないものと考えております。

○原田立君 近い将来に、では免税点といふことが、その引き上げは考へになりますか。

○国務大臣(藤枝泉介君) ガスについては、御案内のように、本年——四十二年度から引き上げることにいたしましたわけでございます。まあガスと電気の料金の違いその他もございしますので、いま直ちに引き上げますとここで考へるのはいかかと存じます。検討していかねければならぬ事項の一つであると考えております。

○原田立君 ひとつ早目に御検討願つて、その方向におきめ願ひたいと思つております。

それから、住民税の中に所得割りと均等割りとあるわけですが、課税最低限の引き上げについては、たしか大臣も引き上げをするといふふうには、言なされておられますけれども、そのうちの均等割りのほう、これなども非常に課税最低限が低過ぎる。ですから、均等割りのほうはむしろ廃止の方向にいくべきじゃないだろうか。ということについては、所得税も払わなくてもいいような人たちが住んでおるといふこと自身によって、全部何が何でも払わなければならないというふうなことは、これは少し法律自身行き過ぎたのではないか、こういうふうな考へるわけです。均等割りの廃止は考へになつておられるかどうか、また今後どういふふうな御検討なさる考へなのか、その点をお伺いしたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) 御意見と異なるようでございますが、やはり地域社会の費用というものはわずかでも多くの人が支払うということによってその地域団体と地域住民との連帯感も深まるというような意味もございします。しかし、一方負担の問題もございしますから、昭和二十五年と記憶いたしておりますが、それ以来引き上げたことはない。したがって、現在の国民所得と二十五年当時の国民所得と均等割りの額とを比べますと、これはむしろ引き上げたほうがいいのではないかと、このような意見もございしますが、ただいま申しましたように、わずかでも多くの人に負担していただくという意味で、額も引き上げずにまいりましたし、今後も当分引き上げる意思はないわけでございますが、そういう性質のものでございしますので、廃止をするという方向はいまのところ考えておらない次第でございます。

○原田立君 所得税のほうもその収入の状況によって税はきちんと課せられていくわけでありませうけれども、住民税という地方税の性格からいけば、大臣の言われるようなことも、そういう議論も出てくるのだらうと思ひますけれども、税金には変わりがない。やはり所得の多い人、少ない人、そういう差はあるわけでありませうから、やはり少ない人は、国において、所得税の七十何万でしたか、それ以下は免税にしてあるのですから、それ以下のものについては当然免税の措置等が講じられていいんじゃないか。すなわち、均等割り等はなくなつていいんじゃないかというふうな考えがございしますか。

○国務大臣(藤枝泉介君) おことばを返すようでございますが、先ほど申しましたような趣旨からして、いわば地域社会の一種の会費とでも申しませうか、そういう性格が一部住民税にあるのではないかと、そういう意味において、これがあまり高くてはいけませんけれども、非常に低いものであるという程度、この程度の均等割りは徴収していいのではないかと、この程度に私は考えておる次第でございます。

○原田立君 地方財政については、冒頭にも申し上げましたように、また大臣御自身仰せになっておりますように、非常に窮乏化していることは事実であります。どうかそういう面をよく参酌なされて、地方財政に手厚くなるようにせつて、御努力願ひたいと思ひます。

○松澤兼人君 大臣のあいさつの中に、過密過疎現象というものが生じているから「長期的視野に立った地域政策を推進してまいる必要がある」と存するのではありませんか。というふうにおっしゃっているわけでありませうが、実際上の問題としては、自治大臣あるいは自治省として、この過密過疎の人口の流入流出の問題についてどのようなことを考えていらっしゃるのか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 基本的にはやはり、大都市への人口産業の集中を抑制して、地方の開発拠点の育成をはかり、人口や産業の分散をはかるという、そういう基本的な方向を持つていかないければならないと思ひます。しかし、当面その大都市への人口集中というものは相当強いものでございしますから、やはり都市の再開発というふうな問題についても緊急に処置を講じなければならぬと思ひます。そういう意味で、財政的には、過密過疎等の点について、交付税等に補正要因としてそれを入れたりいたしておりますが、まだまだ十分ではございせん。一方の基本的な方針と相待ちまして、臨時的なこの現象を追つていく財政措置を今後講じてまいりたい、かように考えております。

○松澤兼人君 理屈としてはそのとおりだと思ひますが、四十二年度の地方財政計画あるいは予算の中で計上されているだけのものでは、私は根本的な解決にはならないと思ひます。これはやはり長期的な視野で、もちろん自治省だけではいけない、全体として国の人口をどういうふうに着目させるかということが問題ではないかと思ひます。何か自治省としても、あるいはまた政府としても、そういう全体の人口政策と申しま

すか、あるいは人口の分散という、そういう人口の過不足をなくすなりならずといったような政策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 一つは、土地利用計画の策定であらうかと思ひます。それからもう一つは、やはり地方の開発拠点をさらに増やして育成をしていかなければならないことであらうと思ひます。いま現に、建設省におきまして、都市計画法の改正であるとか、その他の都市利用計画策定に必要な施策についてせつと勉強させておられるようございしますが、それらともあわせて、また自治体をおおきくするわれわれとしても考えていかなければならないと存じます。

○松澤兼人君 私が申しした人口政策といひますか、過密過疎の問題については、政府の中に、特別な連絡協議会ですか、あるいは閣僚協議会といひたようなものをつくつて、長期にわたる根本的なそういう計画を立てなければいけないと思ひます。それけれども、それぞれやはり各省庁が自分のなわ張りだけ考えているんじゃないか、根本的には解決はできないと思ひますが、そういう点について自治省として発言されたことがございしますかどうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) この間の宅地審議会の答申に関連いたしまして、いままでの地価対策閣僚協議会をもう少しこういう土地利用計画にまで及ぶような方法で考えていくのではないかと、こういうことを閣僚間で話し合つておる次第でございします。また、現在あります地方制度調査会等もこうした問題にも取り組むわけをございまして、いづれにしましても、御指摘のように、これはやはり政府が一体となつてやらなければ、とうていこの人口の激増、激変を抑えることはできないと存じますので、そういう方向に進めたいと存じます。

○松澤兼人君 今度の国会には、多年議論されておりました公害基本法というものが出てくる。これについては、政府の間の連絡協議会ですか、連絡協議会というものが必ずしも私は円滑に、かつ

また急速にいったとも考えませんが、公害の問題については、そういう各省庁の連絡協議会というものがあり、それがだんだんと調整していつて、世評によれば厚生省の案からだいぶ後退したというふうな非難も受けているわけでありませうけれども、とにかくもここで公害基本法というものが提案されることになった。この人口政策の問題については、やはりそういう全体的な視野に立った恒久的な計画を立てる必要があると思ひます。閣議の席上などにおいては、ひとつそのことを特に御発言いたしまして、何かの形の連絡協議会のようなものをひとつしらえていただくようお願いしたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、やはりそうはい言つても、農村地域におきましては、人口の流出を抑えるわけにいかない社会的、経済的な根拠があるわけだと思ひます。それについて、最近また、市町村合併の問題とか、あるいは広域行政であるとかいうようなことが論議されているようでありませう。広域問題につきましては、先ほど鈴木委員からお話がありました。この問題については、私は私なりの意見を持っておりますけれども、市町村合併を新たな視野から促進されるのか、もしくは指導するとかいうような、そういうお考えを持っております。

○国務大臣(藤枝泉介君) 特に現在のところは、新たな視野からそれを促進するといふほどの考えは持っておりません。ただ、実情に依りて、市町村が自主的に合併したものであるについては十分便宜をはかつてまいりたいと考えております。

○松澤兼人君 これは私の個人的な見解でして、党の考えでも何でもないのでございせんが、非常に骨を折つてつくと、そうしてまあ新市町村というものができ上がりましたけれども、あの当時としてはあれが精一ぱいだったと思ひます。しかし、いまとなれば、あれはちよつと狭きに過ぎたような合併を一生懸命やつてきたといふことになりまして、いまではもう一回り大きい市町村合併といふことが必要な状態になつてきているといふこと

は、これは理論のことは別として、実際はそういうふうになってきているというふうな考へるのですけれども、この点はいかがですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 確かに、あの時代の、特例法までつくってやっただけの考へ方とは、現在人口その他の激変が当時予想した以上のものに進行しております。したがって、ところによってもう少し大きな規模にしなければならぬところが出てきておる事実は確かにあると存じます。

○松澤兼人君 この問題は、いろいろと議論してから、要望すべき点があれば要望したいと考えておりますけれども、やはりごあいさつの中では、「地方自治が円滑な運営を見まするためには、各地域住民の自治意識の涵養とその行政への反映について十分の配慮がなされなければならぬ」というふうな述べておられるわけでありまして、けれども、実際上の問題としては、「各地域住民の自治意識の涵養とその行政への反映」ということは、どういふ具体的な施策があるわけですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 特にその点でわれわれ最近頭を悩ましておるのには、例の大規模団地等なのでありまして、それらが、住むところと職場とが離れておって、寝床である市町村に対してはなかなかその住民であるという意識が十分でないことが多いために、いろいろな問題を起しているようなところもございまして、いづれにしましても、しかし、そこに住んでいる以上、その地方自治体のサービスを相当に受けておるわけでございます。一面、執行部と申しますか、自治体側もそうした住民に対して、住民の関心を深めるような、よく住民との対話ということが言われますが、そうした努力を払う。また、それを受けて住民のほうも、自治体の自分らに対するサービスについての認識を深めていくということではないかと思ひます。これといつてきめ手になるような方法はないわけでございますが、そうした自治体側、住民側の努力の積み重ねによって初めて自治意識の涵養というものができるとはいいいかと私は考へております。

○松澤兼人君 その点は、大臣の意見、まことにけっこうだと思ひますし、私もそう思ひます。ただ、寝るところだけ大規模にこしらえて、交通も、水道も、その他の社会的な生活環境というものを全然無視して寝るところだけこしらえておるという現在の団地の形成ということ、私たちが居るとが一緒になるというところは、戦場と住居とが一緒になるというところは、それはもちろん理想的な形だと思ひますけれども、いまでも現在の政府としてはそんなことを考へていらつしやらないでしよう、どうでしようか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 私の申し上げたのは、どうしても情勢としてそういう情勢が多くなりまして、ますます地方自治体と住民との結びつきが薄くなる傾向がこのごろ顕著にあらわれておりますので、そういう点を、自治体側の努力並びにそれに対する住民の理解を求めて、そうした現象を少しでも改善をしていく必要があるというふうな考へておるわけでございます。

○原田立君 警察庁の交通局長さんにお伺ひしたいのですが、きのうの新聞等により、警官が幼稚園の列に自動車を通りかかると、幸いけがはわずかであったそうですが、一応新聞で事情は承知しておりますが、それ以上のことで、すでにお調べになっておることだらうと思ひますが、簡単に御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木光一君) 事案の内容の説明に入ります前に一言申し上げたいと思ひますのは、いまのような交通情勢下において交通取り締まりの責めに任ずる警官があつた事故を起さしたことにつきまして、まことに申しわけなく存じておる次第でございます。

そこで、事案の概要を御報告申し上げたいと思ひますが、新聞紙上で御承知のとおりでございますけれども、ごく概要だけ御報告申し上げます。事案の発生いたしましたのは昨五月十七日の午前八時五十八分ごろでございます。場所は、千葉市の臨町の千葉県警の機動隊の敷地に隣接するところの千葉市の市道でございます。幅員が四・

六メートル程度の歩車道の区別のない市道でございます。事故を起した警官は千葉県警の機動隊の巡査官原田二一三歳でございますが、この者は運転免許をいたしましては三十九年の三月に原付自動車運転の免許を取得してございまして、普通自動車ももちろん、大型自動車の運転免許は持っております。

状況を申し上げますと、この背景巡査は、ちょうど当日は交通の取り締まりのために出勤する予定になっておりました。その出勤前に機動隊の中心に駐車してありまして、その大型輸送車に同僚二名とともに乗車いたしました。先ほども申しましたように、運転資格を持っていないのに当該車を運転いたしました。一応機動隊の敷地内を運転しておりましたが、その運転の操作を誤りまして、道路の境に敷設してありました組み立て式の防護さく——高さはメートルばかり、幅が一・五メートルばかりの防護さく二個に衝突いたしました。ちょうどおりの通路を二列縦隊で右折通行してまいりました園児の——付近に幼稚園がございまして、その園児の列に組み立て式の防護さくが倒れたために起った事故でございます。そのために園児五名に傷害を与えたという事案でございます。園児の負傷程度につきましては、全治十日から全治二日までの間の負傷でございます。不幸中の幸いではございまして、負傷程度に終わりました。さうして千葉市所在の国立病院に被害者の園児を収容いたしました。警察本部からは警務部長が病院にはせ参じまして、園児の家族の方々におおびを申し上げるやら、自後の措置について、いろいろの救護措置についてつとめておるわけでございます。

現在、当該巡査につきまして取り調べておりますけれども、当該巡査の申し立てによりまして、原付の運転免許だけしか持っていないので、自動車の、特に大型の免許をとりたいたということ練習をしたんだということ、その機動隊の庭は一般人の立ち入り禁止をしておりますので、まあ道交法にいう道路ではないという考へ方で運転

をしたのだということを言っております。それから、同僚の二名が乗っておりますので、その二名についても取り調べを進めておりますけれども、とにかくまあそういう状況でございますが、結果的には、先ほど申しましたように、いかなる園児に傷をつけたというふうな、ちょうどわれわれは一番警察といたしましては学童園児の事故防止というところに重点を注いでいろいろな対策を講じておるやさきにこういう問題が起りましたことにつきましては、まことに残念でございます。いましてそれだけの監督者の責任も追及されると思ひますけれども、そういうことで、ただいま至急にこの問題について調査を進めておるといふ段階でございます。

以上概況を御報告申し上げます。

○原田立君 いまのお話の中に、機動隊の広場は一般人が入らないから、そこで練習をしたのだというふうなことで、そういうことは常時行なわれておるのでしょうか。

○政府委員(鈴木光一君) 警察官の交通の事故防止につきましては、実はたびたび事故がございまして、われわれもそれについての通達を出しておるわけでございます。そして警察官の免許の取得につきましては、現在警察の管区学校におきまして警察官の自動車免許の教養をしておりまして、管区学校でとることが原則になっております。そのほか、それに希望者が非常に多いもので、それから、それ以外のものにつきましては、やはり自動車教習所でそれをやるというところの方針を立てておるわけでございます。そういう基本原則からは一応はずれたという事案でございます。

○原田立君 機動隊の広場では、練習をしてよろしいというわけですか、そうじゃないという意味ですね。

○政府委員(鈴木光一君) 先ほど申しましたような基本方針でございますが、免許をとるための練習は、警察学校の正式の教習がございまして、それ以外には自動車教習所でやるということでございます。

いまして、機動隊の庭でやるということとは、正式にはわれわれは認めておりません。

○原田立君 これで、二日間ないし十日間のけがだそうでございますが、かりにこれは一名でも二名でもなくなったりしたならば、これはやっぱりえらい事故だと思ふのです。警察の立場として、お困りじゃないかと思ふのです。それで、最近ほかの事故、すなわち、拳銃の暴発事故ですね、そういうようなことは以前三件ないし四件くらい連続にありましたが、最近はいくらもありませんが、今回の事故ないしはまた宝池のサーキットでぶつかったあの警官の事故とか、もう少しそういう面で、今後、事故等は大きくならないように、これはひとつ御注意願いたい、こう思ふのです。

○政府委員(鈴木光一君) 先生の御意見もとてもございまして、私も、たびたびいままでに、警察官の事故防止につきましては、拳銃の事故も含めまして、そのほかのいろいろな見ゆる警察官の非行というものとときに散見されまうので、そういうことも含めまして、厳重な教養と監督というところに心がけておるわけでございまして、特に交通事故の問題につきましては、私も交通局長といたしまして、重大な関心を持っておるわけでございまして、そのことにつきましては、実は昨年の暮れに警務局長と私の連名で通達を出したばかりでございまして、まことに今度のようないふ不祥事故が起きましたので、さうさうきうたまたま国家公安委員会が午前中開かれまして、私は、こちらのほうに参つておりましたのでその席上には出ていませんでしたけれども、国家公安委員会でもこの問題を取り上げまして、厳重に再度注意を警察本部長に対して喚起して、さらに、抽象的な事故防止の対策の指示だけではなくて、もう少し具体的に、たとえば自動車の管理とかというところについてはどうすべきであるとかいうことまで、こまごま指示すべきではなからうかというところで、その線に沿った緊急な指示がなされて、今後再びこのような事故のないようにつ

とめたいと存じておる次第でございまして。

○鈴木壽君 ちょっと関連して。非常にこまかいところまで皆さんのほうで事故の起こった状況なり原因についてやっておられるかどうか、わかりませんので、あるいは答えにくいかもしれませんが、いままのお話を聞いておきますと、ふだんやってはいけないうところで自動車の運転練習をやった、こういうことのように、さうするやうな、自動車の管理なりそういうことについて、やはり、最後のお話のように、これはいろいろ問題があるのじゃないかと思ふのです。どこからかぎを持ち出してやったのか、どこへ置いた車をどうやったのか、これはいろいろさういう面での問題があるのではないかと思ふのですが、これはだれでも簡単にかぎを持ち出して車を動かせるような状態になつておるのかどうか、これはどうでしょう。

○政府委員(鈴木光一君) 先ほどの事案の概要について説明が不十分でございましたが、たまたま昨日の朝、出勤直前のことでございまして、指定された運転者が一度車庫から持ち出して、さらに取り締まり用の器材を積むために、この事案を起した警察官も作業員として積んで、積み終わって、その指定された運転者である警察官が他に所用がございましてちょっと姿を消した間のできごとでございまして、キーはさしたままにございました。日ごろ、キーの管理のことにつきましては、厳重な管理をしておるわけでございまして、この事案の場合には、たまたまそういうケースでございまして、ちょっとしたときにこういう問題が起つたというところでございまして、説明が不十分でありましたが、さういふことでございまして。

○鈴木壽君 これは法律にも何にもございまして、わけじゃありませんし、さういふ意味から言えども、どういふことではないわけだけれども、かりに運転者が所用のために車を止め、さうしてそこから一応外へ出るというふうな場合、ばくち自身でも常にキーだけは自分のところに持つておる、これが一つの運転者の鉄則だろうと思ふのですがね。

キーをそのままさし込んでおいて——これはいまの事案以外にも、たとえばバスの事故にも、キーをそのままさして、運転者がおりて、乗客がちょっとやつたために動き出していったという事故が地方のほうにかつてあつたことがあるのです。さういふのはもちろん、何といふのですか、かつてに操作した者がいけないうことはそのとおりでありますけれども、むしろ、いま言つたように、かぎをさし込んだままにしておいて外へ出たり、その車を離れたというふうなことが、今回の一つの残念なことの起こつたそれだと思ふのです。

それからもう一つは、事故を起こしたその人は、これは車の運転に全然あれですか、どうも考へてみますと、私は新聞なんか見たり、あなたのさつきからの話を聞くと、全然車に対する知識のない人のように思ふのですが、その点はどうか。若干いままで練習しておつたり、オートバイが原付きか何かやつておつたかしらぬけれども、それにしても全然のしろうとが子供がやつたように受け取れるのです。そこら辺どうですか、二点について。

○政府委員(鈴木光一君) 原付きの運転免許を持つておりました、それ以外にどの程度運転の知識なり技能を持つておつたかということにつきましては、現在取り調べ中でございまして、私のところはまだ報告がございせん、その辺の事情をつまびらかに説明ができませんことを残念に思ひます。

○鈴木壽君 それから、前段のかぎのことについて、これは法律事犯というふうな問題じゃないんではないでしょうか……

○政府委員(鈴木光一君) そのかぎの問題で、ちょっとしたときでございまして、さしたままおつたというところも含めまして、その警察官と、それから同乗しておつた警察官が、無資格であるにもかかわらず、それを運転することを容認したのか、あるいは運転をすすめたのか、まあ補助というふうなことになるのか、さういった点も含めて現在調べております。

○鈴木壽君 これは私何もこのことだけを取り上げて責める意味ではなしに、資格も何もない者が車にエンジンをかけてやつた、そこで運転者の車のため方にも一つ問題があるとか、ただかぎをさしたままにしておいたというところのほかに、すなわち、ニューラルに入れてあつたとか、あるいはサイドブレーキを入れてあつたとか、あるいはまたあつたものが、サイドをはずし、発進に切りかえてやつたとすれば、これはさつき私が聞いたように、全然さういふふうなことはないというふうにも思ひますし、そこら辺まだわかりませんか。

○政府委員(鈴木光一君) 現在さういふ点についてつまびらかにいたしておりますので、まことに申しわけないでございまして、当然さういふ問題について取り調べを進めまして、本人の責任はもちろん、それ以外に責任者があるかどうかという点も含めて調査しなければならぬいかと思つております。

○松本賢一君 ちょっと参考までに聞いてみたいんですが、さういふ場合には、これは警察官だつたのですが、現在その警察官はどういうふうな処置を受けているのか。また、民間人が同じことを起こした場合にどういふ処置をとられるのか。身柄についてとか、あるいは身分についてとか、あるいは免許証についてとか、いろいろな問題があると思ひますけれども、いわゆる交通違反と、またそのほかの違反もあるいは起こしているんじゃないかと思ふのですが、どういふふうな現在取り扱つておられるんですか、その本人を。たとえば、まず逮捕されるのか、警察官の場合にはどういふふうにして行なわれるのか、民間人とはその辺のところはどういふふうに進むのか、参考までに聞いてみたいと思ふんですけれども。

○政府委員(鈴木光一君) 民間人と違ふ取り扱いはしないはずでございまして。ただ、交通事故につきましては、任意捜査が原則でございまして。逃

亡のおそれがあるとか、そういうことがなければ、強制逮捕をしてやるということをやらないのが原則でございます。この警察官の場合には、おそらく任意で捜査しておると思います。

○松本賢一君 いや、その逮捕をするのがいとおかしいという問題は別として、逮捕されたりすることがあるように思うんですが、よく交通違反で。まあその程度にもよりまじょうけれども、たとえば人をひき殺したといったときには、よく運転者が逮捕されたりするんじゃないですか、どうなんですか。

○政府委員(鈴木光一君) 事犯の内容によりまして、任意捜査でいけるもの——大体刑事訴訟法の原則は任意捜査が原則でございます、強制捜査の必要性の有無を判断してやるのでございまして、この種の事犯につきまして、かりに酔っぱらってこういう事犯を起こしたとか、あるいはその他の事由によりまして逃亡のおそれがあるというふうなことになるならば、強制捜査になると思えますけれども、警察官の事犯につきましては現在任意であるというふう聞いております。

○松本賢一君 どうも私、逃亡のおそれなんかね——これは交通の問題と少しずれるかもしれませんが、逃亡のおそれなんか全然ないようなことでも、よく「逮捕」ということが新聞なんかでは使われているんですが、そうすると、交通の問題に限っては、いまのあれですか、逃亡のおそれがないと認めたら逮捕しないということなんですか。

○政府委員(鈴木光一君) 逃亡のおそれがあるとか、証拠隠滅のおそれがあるとか、そういうこと以外は任意捜査が原則でございます。

○松澤兼人君 ちょっと、いま局長の話聞いて、わかったようなわからぬような、いろいろと捜査なり検討していらつしやるのだからと思うのですけれども、ここで私もそう詳しくことをお聞きする考えはございません。いずれまた道交法なんかの法案審議もございます。そのときに、これ

からそのときまでにはつきりした点をもう一ぺん御報告願いたいと思ひます。と申しますのは、やっぱり地図が何か書いて持っていて、防護さくというのとはどこか辺にあるのか、いま自動車から防護さくにぶつかって、その下敷きになって園児がけがしたと、こうおっしゃるんでしよう。自動車をその運転した巡査がとめたのか、あるいはとめたのか、その辺のところはおつきりわからぬ。そうでしょう。あなたは何かおつきりないう。自動車から防護さくにぶつかって、それが園児に当たったというんでしよう。自動車はだれがとめたんですか、とまったんですか、その辺のところをはつきりしてください。これはいかぬと思つて途中でとめて、とめてもなお余勢でもって防護さくに倒れたというのなら、これは巡査にも悪かつたという気持ちがあるんでしよう。そうでなくて、防護さくがそこにあつて、それで自然にとまったというのだったら、まあ故意というか、悪意というか、そういうことも考えられる。そういう点、どうもききょう何もかも私聞くこちら材料もありません。ひとつ適当な機会にそれを御報告いただいて、地図でも持っていて、ここに車があつたのだ、乗っていた人がうしろに乗っていたのか、あるいは助手台に乗っていたのか、その辺のところをはつきりしませんし、正規の運転手が帰ってきたらすぐにそれが出発できる状態にあつたのか、その辺のところをはつきりわからない。その辺のところを少し事実にあつたような御報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木光一君) その点について、ここに報告されていきます事項を讀み上げますと、「同僚二名を乗せて車庫前を」——これは地図がないと説明しにくいのですけれども、「車庫前を」——先ほど申しました防護さくでございますが、「前まで進み、バックした際、事務室前の定位位置に」——もとあつたところでございます、「定位位置に停車しようと思ひ、鉄柵に向かい時速十キロメー

トルぐらいで進行し、鉄柵の約一・五メートル前の地点でブレーキをクラッチとともに踏んだが、ブレーキがきかないうちに鉄柵に衝突し、その鉄柵に沿つて右側を進行中の園児の隊列に突っ込み、地柵一之外四名に對し、それぞれ上記のとおり傷害をあたえたものである。」

○松澤兼人君 自動車が突っ込んだんですね。

○政府委員(鈴木光一君) はい。

○松澤兼人君 さつきは防護さくと言わなかつたかね。

○政府委員(鈴木光一君) さつきを越えた……。ここに報告された小さな地図がございまして、これはあとでお見せしますが、一応の図面が書いてございまして、非常に小さいものですから説明しにくいのですが、なお機会を見てもう少しさらに御説明申し上げたいと思ひます。

○松本賢一君 もう一つ聞いておきたいのですが、またさつきの巡査さんの個人の問題ですが、こんなときに過失傷害とかなんだかというふうなことがきかると、首になつてしまふのですか。

○政府委員(鈴木光一君) 現在、刑法上の責任としては、無免許運転と、それから業務上過失致死傷というところで取り調べを進めております。それから、行政上の責任につきましては、私が申し上げることはできないと思ひます。警務局の關係でございますので、それぞれ措置がなされると思ひます。相当嚴重な措置がなされると思ひます。しかし、その場合に本人のみならず、その他の責任もあわせて追及されるということになるかと思ひます。

○松本賢一君 前例を局長さんはいろいろと御存じだらうと思ひけれども、私気になるのですが、たいていなら首になるのでしよう、そういうときには、首になるというとおかしいが、懲戒免職とかというふうなことになる場合があるのですか。

○政府委員(鈴木光一君) 事案を、行政上の処分の場合には調査になるわけですが、調査をした上でその責任の度合いに応じてなされると思ひますけれども、相当やはり重大な結果をもたら

しておりますので、しかも法令違反ということになりますれば、やはり相当重大な処分がなされるというふうな考えます。

○委員長(仲原善一君) 本件に関する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 次に、地方公務員災害補償法案を議題といたします。

○原田立君 この法案の中に、「国は、基金の健全な運営が図られるように、適切と認める技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。」と、こういうふうなありますが、「国の配慮」とは一体どういうふうなことになるのか、特にこのよう規定を設けた理由は一体どういうところなのか、無用の規定のように思うんですが、いかがでしよう。

○政府委員(長野士郎君) 基金の運営につきまして、現在公務災害の關係におきましては、国家公務員とか労働者災害補償保険とかによりますところのいろいろな技術的な経験とか知識とかいうものが国の側には相当各省の中にあるわけでございます。そういうことからいたしますところの情報とか資料の提供というふうなもの、この技術的援助と申しますか、「国の配慮」という中には入っておりますので、結局国の協力ということになるわけでありまして、それからまた、基金に対する人的な配慮と申しますのは、そういう専門家、技術者というふうなもの、あるいは事務を処理するといふような場合の人的な協力も国として考えていくべき必要があるもので、そういうものを国の協力として考えていくことが適當だということであるのでこの条文を置いていくのでございまして。

○原田立君 財政的配慮等を行なうという、そういう意味は含まれないのですか。

○政府委員(長野士郎君) この公務災害關係につきましては、地方公共団体の公務災害補償の關係を地方団体にわたって基金が行なうというたてま

えでございまして、基金に対して特別に国が財政的な配慮を行なうというようなことは考えておりません。

○原田立君 先ほど負担金率試算というのをちょっといただいたのですが、よく意味がわからないのですが、法案の中に、人に要する費用を考慮して政令で定める割合とか——「基金の事務に要する費用その他の事情を考慮して政令で定める割合」とかいうのがありますが、どういふふうな点を予測なさっておられるのでしょうか。

○政府委員(長野士郎君) この費用の負担の関係は、一つは職員の種類分けを政令で定めること、これは前回にも御説明申し上げましたが、そういうことを考えておまして、ここに御参考までにお示しいたしましたものは、仮のいままでの考え方でございまして、教育職員、警察・消防職員、電気・ガス・水道事業職員、交通職員、船員、その他の職員というふうな、そういう分類を一応考えておるのでございまして。そういう意味で、それが政令で定める職種の職員の職員ということになります。

それから政令で定める割合というのが、実はここに、この試算表で見ていただきますと、昭和四十二年度の推定給与総額と昭和四十二年度の所要経費——Cの欄というのがございまして、そのCの欄というもので、B分のCというのがございまして、このB分のCがそれぞれの職員の職務の分類に應じて必ずしも一定しておりません。が、このたとえば教育職員におけるところの千分の〇・三というのがこの試算による場合でございまして一応の政令で定める割合ということになります。で、警察・消防職員は三・〇、こういう〇・三とか三・〇というふうなものにつきましては、これはその説明の3に書いておられますように、過去三カ年の補償額の傾向から推定をいたしました補償の所要額でございまして、それと福祉施設費、これも前に申し上げました休業援護金とかいうものを含めて考えております。及び事務費を考慮して算定したものでござい

ますが、その下に「参考」というふうに書いてございまして、常勤職員については過去三カ年の補償額、これに現在までのところでは三十八年から四十年までの間に、たとえば三十八年は七億九千六百万円でございまして、それが四十年に参りますと十一億八千九百万円、こうなるわけでございます。これをまるい数字で申し上げますと、八億のものが大体十二億くらいになった、三年目に四億ぐらいいふえている。かりにこの傾向だと考えますと、四十二年というものを、これは非常に荒いんですけれども、十二億から四億で十六億ぐらいいふえるというところ、一つの推計の要素としては加えておるわけでございます。そこでまた同時に、お断りしておかなければならないのは、この所要経費——その4のところに書いておられますが、これはいろいろな給与総額の額の改定とか変化というものがどれだけほんとうにあるかということがはっきりわかりませんでございましてけれども、どうもそういうものがある程度見込まれるというところを考えますと、またそれがさらに上回っていくというふうになる、こういうことでござい

す。

○原田立君 一番最後のところに等級表が出ておるんですが、第十四級まで出ておりますが、これは今回特別に考えてつくったのか、前々でできておるのを参照してそのまゝ入れちゃったのか、その点をどうなんでしょう。それから、この等級表自身に非常に不合理な点があるんじゃないか、こんなふうに実は思うんですが、この法律の立案に際して新たに検討してつくられたのかどうか。なぜこんなことを言うかという、微妙なところで一級上になるか下になるかということによってその補償もどえらく違うので、たいへんこの運用のしかたが問題になるわけですが、今回新たにつくられたのかどうか。私は何となく、前々のやつを、前々の分を引用してつくったんじゃないか、そのまゝこっちへそっくり持ってきてしまったんじゃないか、いだらうか。その点、不合理な点があるように私は思います。その点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) まことにそういう点では御指摘のとおりでございまして、この障害等級表は国家公務員災害補償法や労働者災害補償保険法の例にならったものでございまして。ですから、この障害等級表というものを新たに作ったわけではございません。と申しますのは、新たに作るという点につきましては、一般論をいたしまして、これまでの等級表というもののについては、お話のような意味で、最近の進歩した医学なり最近の障害のいろいろな事情からいたしまして、十分にはまらぬものがあるというところは、次第に関係方面でも認められておまして、その研究が鋭意進められておるさなかでございまして。またそれについての十分な結論を得ていないというふうな状態でございまして。したがって、これは公務災害補償法だけの問題ではございせん。で、労働基準法あるいはその他の社会保険立法の全体を通ずる問題、むしろそういうところにみなこの障害等級表をある程度使っておるわけでありまして、そこで、自治省はもちろんでございすけれども、国の場合、人事院とか、労働省、あるいは厚生省、よってたかつかつこれは研究をして、またいいものにつくり上げていかなければならないというところなものでございまして。しかしながら、現在のところまだそういう意味で、この等級表をここのところ直すというだけの結論が、そういう関係機関の間では結論に達していないようでございます。まして、そういうお話のような不合理といひますか、十分でない内容ではありますけれども、一応これを採用せざるを得ない、まあこういう状況でござい

ます。

○原田立君 実はなぜこういうことを言ったかという、大牟田の炭鉱の事故があったときに、その認定のしかたによつて一級違うためにどえらい受領のお金が違うというので、そこら辺が紛争の種になつていまだ未解決の状態だろと思うのです。また、それに関連した人たちの、このことろの中身のきめ方が非常に抽象的なもので、その実際の場面にぶつかったときに判断がしにく

い、双方において判断のしかたはたいへん違つておるといふことで、そういうふうなところではいろいろな話し合いの不調に終わっているようなことを私聞いております。今後新しくできる法律に、そんなことがあつては相ならない。だから、当然十分な検討の上に立つて、もっと内容をもう一歩明細化すべきじゃないか、こういうふうな思ひわけです。これはひとつ、不幸にして事故があつた場合にあらう人たちの身を考えて言うわけでありまして、そういう点十分今後とも検討していただきたいと思ひます。

それから最後に、この法律によつて公務災害補償の実施について、昭和四十二年でも、いまも十六億ないしは、おとといのお話では十七、八億というふうなお話でありました。これは、この財源は一件どういふふうになるのか。いままで条例で定めていないところなどは特に新しくこれをつくらなければならぬし、いままで出していたところは問題ないわけでありまして、その財源対策はどういうふうになるのか。全部ひくるめて言ひますれば、あと地方交付税法の適用上この基金に対する扱ひは一体どういふふうになるのか、二つお願いしたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) 基金に対する地方団体の負担の問題でございまして、この法律は、いま御指摘がございましたように、国会で成立をいたしましたならば、いまの予定としては、本年度につきましては、十二月一日からぜひ発足をさせたというふうなことを考えておるのでございまして、地方交付税の上におきましては、基準財政需要額には、従来から公務災害補償費というものは、それに要する費用を算定しております。それで、四十二年度について申し上げますと、いままでの見当では大体その枠内でまかなつていけるという予定で考えておるのでございまして。四十二年度は、たとえて申し上げますと、いまここに試算表に出しましたのと必ずしも一致はいたしておりませんのであれでございまして、たとえば警察・消防職員で申しますと、交付税上の計算は、基本給の比率で

でございますから、この法律でいう全部の平均給与とは少し違っておりますけれども、千分の六を見込んでおります。これは平均給与で、こっちは千分の三というのを示しておりますが、それと大体見合うような形でございます。したがって、現在の昭和四十二年の地方財政計画の中で、本年度十二月一日から発足するといいたしましても、それはまかなっていきけるというふうな考えでございまして、基準財政需要額への算入方法としては、やはりこの試算表にお示ししましたように、職員の種類、種別に応じて一定率をかけるわけでございしますが、いままでは基本給に一定率を地方財政計画ではかけております。それから、この法案によるところの負担金の算定方法は、いまの試算では、給与総額に対してかけた試算をいたしておるわけでございまして、かけ方の基礎は同じではございませんけれども、いま申し上げましたように、いままでのところでは、試算による率と基本給にかけましたのは大体見合うということになっております。今後法律が実施されましたから以降のことにつきましては、法律との調子を合わせるような方法での算入方法を検討して改めてもらいたいと思っておりますが、現在やっておりますやり方でも大体見合っておりますというふうに考えておりますので、本年度は一応支障なく実施ができるというふうに思っております。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十五分散会

五月十六日本委員会に左の要件を付託された。

一、住民基本台帳法案

住民基本台帳法案
住民基本台帳法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 住民基本台帳(第五条―第十五条)
第三章 戸籍の附票(第十六条―第二十条)
第四章 届出(第二十一条―第三十条)
第五章 雑則(第三十一条―第四十一条)
第六章 罰則(第四十二条―第四十四条)
附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(国及び都道府県の責務)

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)その他市町村の執行機関に対する届出その他の行為(第二十一条において「住民」としての地位の変更に関する届出」と総称する。)がすべて一の行為により行なわれ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行なわれるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。
(市町村長等の責務)

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行なわれるように努めなければならない。

2 市町村長その他市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

(住民の住所に関する法令の規定の解釈)

第四条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

第二章 住民基本台帳

(住民基本台帳の備付け)

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条に規定する事項を記録するものとする。

(住民基本台帳の作成)

第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることが出来る。

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項を記載する。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内においてあらたに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日(職権で住民票の記載をした者については、その年月日)及び従前の住所

九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

十 国民健康保険の被保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者

をいう。第二十八条及び第三十七条第二項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一 国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者)をいう。第二十九条及び第三十七条第二項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十二 米穀類の消費者(食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第八条ノ三第一項に規定する消費者(米穀類を業務上消費する者を除く)をいう。第三十条及び第三十七条第二項において同じ。)である者については、その米穀類の配給に関する事項で政令で定めるもの(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「記載等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行なうものとする。

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届出、申請書その他の書類を受領し、又は職権で戸籍の記載をした場合において、その者の住所で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

(選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知)

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第二十六条第一項若しくは第二項の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同法第二十七条第三項において準用する同法第二十六条第一項の規定若しくは同

法第二十七条第四項の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

(住民基本台帳の閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 市町村長は、職務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができる。

(住民票の写しの交付)

第十二条 何人でも、市町村長に対し、住民票の写しの交付を請求することができる。

2 市町村長は、前項の請求があつたときは、特別の請求がない限り、第七条第九号から第十二号までに掲げる事項の記載を省略した写しを交付することができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の請求について準用する。

(住民基本台帳の脱漏等に関する委員会の通報)

第十三条 市町村の委員会（地方自治法第三百十八条の四第一項に規定する委員会をいう。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは記載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)

第十四条 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十條若しくは前条の規定による通知若しくは通報若しくは第三十條第一項若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは記載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(選挙人名簿との関係)

第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に

記録されている者で選挙権を有するものについて行なうものとする。

第三章 戸籍の附票

(戸籍の附票の作成)

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項を記載する。

一 戸籍の表示

二 氏名

三 住所

四 住所を定めた年月日

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載等は、職権で行なうものとする。

(戸籍の附票の記載等のための市町村長間の通知)

第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載してある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

(住民基本台帳に関する規定の準用)

第二十条 第十一条並びに第十二条第一項及び第三項の規定は、戸籍の附票について準用する。

第四章 届出

(住民としての地位の変更に関する届出の原則)

第二十一条 住民としての地位の変更に関する届出は、すべてこの章に定める届出によつて行な

うものとする。

(転入届)

第二十二条 転入（あらたに市町村の区域内に住所を定めることをいひ、出生による場合を除く。以下この条において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名

二 住所

三 転入をした年月日

四 従前の住所

五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄六 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者（同項第六号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転居届)

第二十三条 転居（一の市町村の区域内において住所を変更することをいひ、以下この条において同じ。）をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名

二 住所

三 転居をした年月日

四 従前の住所

五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(転出届)

第二十四条 転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいひ、以下同じ。）をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯変更届)

第二十五条 前三条の場合を除くほか、その属す

る世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯主が届出を行なう場合)

第二十六条 世帯主は、その世帯に属する他の者（次項において「世帯員」という。）に代わつて、この法律の規定による届出をすることができる。

2 世帯員がこの法律の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

(届出の方式)

第二十七条 この法律の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面で行なければならない。

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この法律の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この法律の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを附記するものとする。

(米穀類の消費者である者に係る届出の特例)

第三十条 この法律の規定による届出をすべき者が米穀類の消費者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀類の配給に関する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

第五章 雑則

(不服申立て)

第三十一条 この法律の規定により市町村長がし

た処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合において、異議申立てをすることもできる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(関係市町村長の意見が異なる場合の措置)

第三十三条 市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわないときは、都道府県知事(関係市町村が二以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣)に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から六十日以内に決定をしなければならない。

3 前項の決定は、文書をもつてし、その理由を附して関係市町村長に通知しなければならない。

4 関係市町村長は、第二項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴えることができる。

(調査)

第三十四条 市町村長は、定期に、第七条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条に規定する事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該官吏をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該官吏は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第三十五条 住民基本台帳に関する調査に関する

事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(資料の提供)

第三十六条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

(助言、勧告等)

第三十七条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生大臣、米穀類の消費者に関する事項については農林大臣に協議するものとする。

3 市町村長は、主務大臣又は都道府県知事に対し、第一項の助言又は勧告を求めることができる。

(指定都市の特例)

第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(適用除外)

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。

(主務大臣)

第四十条 この法律において、主務大臣は、自治大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に関する事項及び第三章に規定する戸籍

の附票に関する事項については、法務大臣及び自治大臣とする。

(政令への委任)

第四十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十四条第三項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第二十二條から第二十五條までの規定による届出に關し虚偽の届出(第二十八條から第三十條までの規定による附記を含む。)をした者は、二千元以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 正当な理由がなくて第二十二條から第二十五條までの規定による届出をしない者は、二千元以下の過料に処する。

3 第二項の規定による過料の裁判は、簡易裁判所がする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第十五條の規定はこの法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第十一條(地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第八條第一項の改正部分を除く。)の規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)

第二条 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十

八号)及び住民登録法施行法(昭和二十七年法律第六十六号)は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第三条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

2 施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳に関する経過措置)

第四条 市町村長は、昭和四十四年三月三十一日までに、施行日の前日現在における住民(同日後において転出をした者を除く。)につき、住民票を作成しなければならない。この場合においては、第七條第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

2 市町村長は、前項の規定により住民票を作成したときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定による告示がされるまでの間は、第六條に規定する住民票及び旧住民登録法の規定による住民票を住民基本台帳とみなす。この場合において、第六條に規定する住民票については、第七條第九号から第十二号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

4 前項の場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、この附則に定めるもののほか、政令で定める。

(戸籍の附票に関する経過措置)

第五条 旧住民登録法の規定による戸籍の附票は、この法律の規定による戸籍の附票とみなす。

(住所の異動に関する届出に関する経過措置)

第六条 施行日から起算して七日を経過する日までの間に転出をする者(国外に転出をする者を除く。)については、第二十四條の規定は、適用しない。

2 前項の者及び施行日前に転出をした者については、第二十二條第二項の規定は、適用しない。
(地方自治法の一部改正)
第七條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二編第二章第十三條の次に次の一條を加える。
第十三條の二 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

(法務省設置法の一部改正)
第八條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

第二條第五號中「住民登録」を削り、同條第十一號中「事項」の下に「及び法律(法律に基づく命令を含む)で法務省の所掌に属せられた事項」を加える。

第六條第三號を削り、第四號を第三號とし、第五號から第七號までを一號ずつ繰り上げ、第八號の前に次の一號を加える。

七 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第九號)第九條第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事項
(沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第九條 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六號)の一部を次のように改正する。

第一條の見出し中「寄留事務」を「住民基本台帳に関する事務」に改め、同條第一項中「本籍を有する者の戸籍及び住民登録事務で、本籍地の市町村長の管掌し、又は管理すべきものを」と「本籍を有する者について」の戸籍事務並びに住民基本台帳法(昭和四十二年法律第九號)第九條第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事務」に改め、同條第三項中「住民登録事務」を「住民基本台帳に関する事務」に改める。

(公職選挙法の一部改正)
第十條 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二十一條に次の一項を加える。

2 当該市町村の区域内に住所を有するに至つたため前項の規定による登録の申出をしようとする者は、政令で定めるところにより、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第九號)第二十二條(転入届の規定による届出とあわせて、当該申出をすることができ。この場合において、その者の属する世帯の世帯主は、その者に代わつて、当該申出をすることができ。附則第二十項を次のように改める。

20 選挙人名簿の登録については、住民基本台帳法第五條の住民基本台帳の記録に基づいて行なう制度を、同法の公布の日から起算して二年以内に実施しなければならない。
(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「ととのわなない場合において」の下に「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第九號)第三十三條の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第二十四條第七項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同條第八項とし、同條第二項から第六項までを一號ずつ繰り下げ、同條第一項第四號中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項第一號の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者(第二百九十四條第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含む、同條第四項に規定する者を除く)をいう。

第二百九十四條第六項中「第三項から第五項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同條第九項とし、同條第二項から第五項までを三號ずつ繰り下げ、同條第一項第四項中「第五項」を「第八項」に改め、同項の次に次の三項を加える。

2 前項第一號の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができ。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができない。
(改正後の地方税法の規定の適用)

第十二條 前項の規定による改正後の地方税法第二十四條及び第二百九十四條の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(自治省設置法の一部改正)
第十三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六號の四の次に次の一號を加える。

十六の五 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第九號)の施行に関する事務を行なうこと。
第十條第五號の四の次に次の一號を加える。

五の五 住民基本台帳法の施行に関すること。
(国民健康保険法の一部改正)

第十四條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第九號)第二十二條から第二十五條までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八條の規定による附記がされたときに限る)は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

第二十二條中「第九條」の下に「第四項を除く。」を加える。

第一百六條の見出しを「(修学中の被保険者の特例)に改め、同條中「この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ」を「第五條の規定にかかわらず、当該他の市町村の行なう国民健康保険の被保険者とし、かつ、この法律の適用については」に改める。

(国民年金法の一部改正)
第十五條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第九號)第二十二條から第二十四條までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十九條の規定による附記がされたときに限る)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

第十三條第一項中「前條第三項」を「前條第四項」に改める。

第二百五条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

(住居表示に関する法律の一部改正)

第十六条 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「住民票」を「住民基本台帳」に改める。

五月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の九第一項中「第四号に該当する事実」に類する事実に係る部分に限る。の下に「若しくは第二項」を加え、「当該地方税に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の期間」を「延滞金が百円につき一日四銭の割合により計算される期間」に改める。

第十六条の二第二項中「第十五条若しくは第十五条の五の規定による徴収猶予若しくは差押財産の換価の猶予を受けた納税者又は特別徴収義務者がその猶予に係る」を「納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる」に改め、同項に次の三号を加え、同条第四項中「提供により」の下に「同項第一号に掲げる地方団体の徴収金につき」を加える。

一 第十五条の規定による徴収の猶予又は第十五条の五の規定による換価の猶予に係る地方団体の徴収金

二 納付又は納入の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する地方団体の徴収金

三 滞納に係る地方団体の徴収金(第一号に掲げるものを除く。)で、その納付又は納入

につき納税者又は特別徴収義務者が誠実な意思を有し、かつ、その納付又は納入の委託を受けることが地方団体の徴収金の徴収上有利と認められるもの

第二十條の四の二第二項中「百円未満の端数」を「千円未満の端数」に、「金額が百円未満」を「税額の金額が二千円未満」に改める。

第二十條の九の三を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十條の五の二の規定により地方税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その地方税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

第二十三條第一項第四号中「第七十條、第七十條の二」を「第六十九條、第七十條」に、「第四十二條の五」を「第四十二條の六」に改める。

第二十四條第一項第四号中「及び市町村住民税」を削り、「第五十二條第三項」を「第五十二條第二項第四号」に改める。

第二十四條の五第一項第三号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十六條第一項中「以下」の下に「本節において」を加える。

第三十二條第三項中「十万円」を「十二万円」に改め、同条第四項第一号中「六万円」を「八万円」に改める。

第三十四條第三項中「(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円)」を削り、同条第五項中「又は六万円」を削る。

第三十六條第一項中「漁獲」の下に「若しくはのりの採取」を加える。

第三十七條の二第五項中「ロ」を削る。

第四十五條の二の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「その他政令で定める者」を「並びに第三百十七條の二第一項ただし書に

規定する市町村の条例で定める者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十五條の三 第二十四條第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合(政令で定める場合を除く。)には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第一項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

第五十條の五中「、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに」を削り、「の納入申告書」を「又は第三項の規定による納入申告書」に改める。

第五十二條を次のように改める。

(法人等の均等割の税率)

第五十二條 法人等の均等割の標準税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 資本の金額又は出資金額が千万円をこえる法人(次項第三号に掲げる公共法人等を除く。)及び保険業法に規定する相互会社

年額 千円

二 前号に掲げる法人以外の法人等

年額 六百元

2 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在における税率による。

一 次条第一項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日

二 解散した法人(次号に掲げる公共法人等を除く。) 当該法人に係る均等割額の算定

期間(法人税法第二百二条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第四十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間とする。次条第二項において同じ。)の末日

三 公共法人等(法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものをいう。) 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間)の末日

四 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二十四條第五項の規定の適用を受けることとなつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間)の末日

3 第一項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 第一項第一号の場合において、第二項第一号又は第二号に掲げる法人の資本の金額又は出資金額は、それぞれこれらの号に掲げる日

現在における資本の金額又は出資金額による。

第五十三条第一項中「記載した申告書」の下に「(以下本項において「法人の道府県民税の申告書」という。)」を加え、「当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る」を「法人の」に改め、「提出しなかつたときは」の下に「第十二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第六項中「法人税第二十五条第五号の」を「前条第二項第三号に掲げる」に、「前条第三項に規定する均等割額の算定期間を」と同号又は同項第四号の期間に、「当該均等割額の算定期間を」と改め、同条第九項中「第七十条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第十項中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、「開始する各事業年度」の下に「当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合に、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

12 法人税法第七十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、その法人税額の課税標準の算定期間中において当該法人の寮等のみが所在する道府県に対しては、第一項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

第五十六条第二項中(前条第一項の規定による更正(当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。))があつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

項を加える。

3 前項の場合において、前条第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第五十七条第一項中「するとともに」を「しなればならない。この場合において」、「自治省令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない」を「自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添附しなければならない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間(第五十三条第二項の規定によつて申告納付する法人の属する事業年度、法人の解散又は合併の日の属する事業年度、以下本項及び次項において「算定期間」という。)中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数にあん分して行なうものとする。

第五十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十四条第一項中「規定による申告(同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。)」を「申告書」に、「同条第三項の規定による申告」を「(同条第三項の申告書)に改め、」と「以下第一号において同じ。」を加え、「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより同条第三項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間及び同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告をした日までの期間を除く。)」を削り、「督促状を発する前の期間

又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の四号を加える。

一 第五十三条第一項、第二項又は第六項の規定による申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 第五十三条第三項の申告書に係る税額 同項の規定による申告書を提出した日、当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第六十四条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の場合において、法人等が第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後に同条第三項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人等が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計

算の基礎となる期間から控除する。

第七十二条の十四第一項中「医療法人」の下に「又は医療施設(政令で定めるものを除く。に)に係る事業を行なう農業協同組合連合会」を加え、同条第二項第一号中「同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額(以下本節において「資本金額等」という。を)同法第九十三条第二項に規定する利益積立金額等の合計額に改め、同項第二号中「資本金額等」を「資本の金額又は出資金額、法人税法第二十七条に規定する資本積立金額及び同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額(以下本節において「資本金額等」という。に改める。

第七十二条の十七第三項中「同条第二項の規定による申告及びこれとあわせて行なうべき同条第三項の規定による申告を除く。以下次項、第六項、第七項及び次条第二項において同じ。」を削り、同条第六項中「譲渡したため生じた損失」の下に「第七十二条の五十五第一項において「譲渡損失」という。」を加え、同条第七項中「所得の計算上生じた」を削る。

第七十二条の十八第一項中「二十五万円」を「二十七万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十二万円」に改め、「及び政令で定める場合」を削り、「六万円」を「八万円」に改め、同条第三項中「二十五万円、十万円又は六万円」を「二十七万円、十二万円又は八万円」に改める。

第七十二条の二十三の三第一項中開始する各事業年度の「下に」(当該法人が合併により消滅した場合)は、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第一項の事業を行なう法人が合併により消滅した後に、当該法人の同項に規定する事業年度の所得又は収入金額に対する事業税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得又は収入金額を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該

更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替へるものとす。

第七十二条の二十九第一項中「残余財産のうち解散当時の資本金額等」の下に「その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた法人税法第二十八条に規定する利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下本項及び次条第一項において同じ。」を加える。

第七十二条の四十四第二項中「督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「経過した日後」を「経過する日後」に、「経過した日から」を「経過する日の翌日から」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の四号を加える。

一 法人の行う事業に対する事業税の納期限前に提出した申告書に係る税額第四号に掲げる税額を除く。法人の行う事業に対する事業税の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 法人の行う事業に対する事業税の納期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日(修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日

までの期間

第七十二条の四十五第二項中「経過した日後」を「経過する日後」に、「除くほか」を「除き」に、「経過した日から」を「経過する日の翌日から」に改め、「当該修正申告書を提出した日」の下に「(当該修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限)を加える。

第七十二条の四十八第一項中「算定した上で、課税標準額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載してこれを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなればならない。この場合においては、課税標準額の総額に関する計算書及び関係道府県ごとの分割に関する明細書を当該申告書又は修正申告書に算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなればならない。この場合においては、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる分割基準は、当該各号に掲げる数値による。

一 固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度(解散した法人又は被合併法人にあつては、解散の日又は合併の日の属する事業年度。以下本項及び次項において同じ。)の末日現在における数値

二 事務所又は事業所の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度の末日現在における数値)

三 従業者の数 事業年度の末日現在における数値。ただし、資本の金額又は出資金額が一億円以上の製造業を行なう法人の本社である事務所又は事業所については、当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相

当する数値

第七十二条の四十八第八項中「前七項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「分割基準の数値に対する前項の規定の適用については」を「分割基準について第四項の規定を適用する場合には」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 前項第三号の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項第三号に掲げる従業者の数とみなす。

一 事業年度の中途において新設された事務所又は事業所 当該事業年度の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該事業年度の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 事業年度の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該事業年度中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第七十二条の五十五第一項中「同項の」を「同法第二十三条から第三十五条までに規定する」に改める。

合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第四十条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間とする。第三百二十一条の八第二項において同じ。の末日

三 公共法人等（法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等）均等割のみを課されるものをいう。前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間）の末日

四 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二百九十四条第五項の規定の適用を受けることとなつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間）の末日

4 第一項又は第二項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは切り捨てる。

5 第一項第一号の場合において、第三項第一号又は第二号に掲げる法人の資本の金額又は出資金額は、それぞれこれらの号に掲げる日現在における資本の金額又は出資金額による。

第三百十三条第三項中「十万円」を「十二万円」に改め、同条第四項第一号中「六万円」を「八万円」に改める。

第三百十四条の二第三項中「（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円）」を削り、同条第五項中「又は六万円」を削る。

第三百十四条の四「漁獲」の下に「若しくはのりの採取」を加える。

第三百十四条の七第五項中「日」を削る。

第三百十七条の二第二項中「その他政令で定める者」並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの」に改める。

第三百十七条の三を次のように改める。

第三百十七条の三 第二百九十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合（政令で定める場合を除く。）には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第一項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

第三百十七条の四第一項中「若しくは前条」を削る。

第三百十七条の五中「若しくは第三百十七条の三」を削る。

第三百二十一条の二第二項中「第三百十七条の三の規定による申告があつた場合又は」を削り、「若しくは政府」を「又は政府」に、「若しくは賦課する」を「又は賦課する」に改め、同条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」

を「当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百二十一条の五の次に次の一条を加える。

（特別徴収税額の納期の特例）

第三百二十一条の五の二 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限り、以下本条において「事務所等」という。）につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十月まで及び十一月から翌年三月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができ

2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他特別徴収税額の納期の特例に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の八第一項中「記載した申告書」の下に「（以下本項において「法人の市町村民税の申告書」という。）」を加え、「当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額に係る」を「法人の」に改め、「提出しなかつたときは」の下に「第十二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第六項中「法人税法第二条第五号の」を「第三百二十二条第三号に掲げる」に、「第三百二十二条第四項に規定する均等割額の算定期間」を「同号又は同項第四号の期間」に改め、同条第九項中「第七十条第一項」を「第六十九條第一項」に改め、同条第十項中「第七十条

の二」を「第七十条」に改め、「開始する各事業年度」の下に「（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

12 法人税法第七十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、その法人税額の課税標準の算定期間中において当該法人の寮等のみが所在する市町村に對しては、第一項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

第三百二十一条の十二第二項中「（前条第一項の規定による更正（当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。）があつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）」を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前項の場合において、前条第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日以後であるときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決

定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第三百二十一条の十三第一項中「するとともに、関係市町村長に提出すべき申告書には、自治省令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない」とを「しななければならない」。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添附しなければならないに改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による分割は、関係市町村ごとに、法人税額の課税標準の算定期間(第三百二十一条の八第二項の規定によつて申告納付する法人税割にあつては、法人の解散又は合併の日の属する事業年度。以下本項及び次項において「算定期間」という。)中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数にあん分して行なうものとする。

第三百二十一条の十三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする)を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 算定期間中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に当該算定期間の月数に對する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 算定期間中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数

に、当該算定期間の月数に對する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

5 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三百二十七条第一項中「規定による申告(同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。)」を「申告書」に改め、「第三百二十一条の五第一項の下に、第三百二十一条の五の二(第三百二十八条の五第三項において準用する場合を含む。以下第一号において同じ。)」を加え、「第三百二十一条の八第三項の規定による申告(第三百二十一条の八第三項の申告書)に改め、「とする」の下に、「以下第一号及び第二号において同じ」を加え、「法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことに因り第三百二十一条の八第三項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間及び同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告をした日までの期間を除く。』を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の五号を加える。

一 第三百二十条の納期限後に納付し、又は

第三百二十一条の五第一項、第三百二十一条の五の二若しくは第三百二十八条の五第二項の納期限後に納入する税額 当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の規定による申告書に係る税額(第五号に掲げる税額を除く) 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

三 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第三百二十一条の八第三項の申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

五 第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第三百二十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の場合において、法人等が第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後に同条第三項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人等が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出され

た場合には、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第三百二十八条の五第三項中「第六項までの下に」及び「第三百二十一条の五の二」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三百二十一条の五の二「第二項中「給与」とあるのは「退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、「六月から十月まで」とあるのは「四月から十月まで」と、「前条第一項」とあるのは「第三百二十八条の五第二項」と読み替へるものとする。

第三百二十八条の六第一項第一号中「第三百二十八条の八及び第三百二十八条の十六」を「及び第三百二十八条の八」に改める。

第三百二十八条の九第一項中「第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第三百二十八条の十第二項中「第二項」の下に「又は同条第三項において準用する第三百二十一条の五の二」を加え、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百二十八条の十三第二項中「第二項の下に」又は同条第三項において準用する第三百二十一条の五の二」を加え、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百四十八条第四項中「並びに輸出水産業組合」を、「輸出水産業組合並びに土地改良事業団体連合会」に改める。

第三百四十九条の三第二項中「第十三項」の下に「又は第二十項」を加え、同条第十七項中「又は第十三項」を、「第十三項又は第二十項」に改め、同条に次の一項を加える。

20 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄

道業者又は軌道経営者が都市計画法第二条の規定により決定された都市計画区域内において地方鉄道事業又は軌道経営の用に供するため所有する地下道又は跨線道路橋で自治省令で定めるもの(第十三項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(当該固定資産のうち第二項又は第十七項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物に該当するものに係る当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税の課税標準にあつては、当該構築物の価格の三分の一の額)とする。

第三百四十九条の四第一項中「十分の二」を「十分の三」に改め、同項の表市町村の区分の欄中「五万人未満」を「二十万人未満」に、「五万人以上の市町村」を「二十万人以上の市」に改め、同表金額の欄中「十億円」を「二十五億円」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第三百四十九条の五第二項及び第三項中「百分の百九十」を「百分の二百」に、「百分の百七十」を「百分の百八十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。

第三百六十八条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百六十九条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百八十一条第五項中「第三百八十三条第一

項」を「第三百八十三条」に改める。

第三百八十三条第二項を削る。

第四百五十五条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第四百六十五条中「百分の十五」を「百分の十八・一」に改める。

第四百八十九条第一項第二十二号の二中「スチレン」の下に、「ポリプロピレン」を加え、同項第二十二号の三中「前号」を「第二十二号の二」に改め、同号を同項第二十二号の五とし、同号の前に次の二号を加える。

二十二の三 アセチレン(天然ガス又は揮発油を原料とするものに限る。)

二十二の四 アセチアルデヒド(揮発油を原料とするものに限る。)

第四百八十九条第一項第二十三号中「及びアクリルニトリル(アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。)」を、「アクリルニトリル(アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。及びポリプロピレン系合成繊維)」に改め、同条第二項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第八号までを、それぞれ四号ずつ繰り上げる。

第四百九十条の二第一項中「五百円」を「七百元」に改める。

第四百九十七条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百四十一条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百三十五条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百六十五条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百六十六条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六百八十七条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六百九十条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間(同項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間)」に改める。

第七百条の二第二項第二号中「準ずる」を「類する」に改め、同項第三号中「業とする者」の下に「(第七百条の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されたもの)」を加える。

第七百条の三に次の一項を加える。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合においては、その所有している軽油の

数量(当該所有に係る軽油にすでに軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、当該所有している者の事務所又は事業所(当該軽油を直接管理するものが所在する道府県において、その者に課する。)

第七百条の四第一項第五号中「を輸入して当該輸入」を「製造又は輸入をして、当該製造又は輸入」に改める。

第七百条の五第三号中「引取について」を削る。

第七百条の十ただし書中「第二項若しくは第三項」を「第二項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七百条の十一第一項中「特約業者又は元売業者」を「元売業者又は元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(軽油引取税の保全担保)
第七百条の十一の二 道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があるとき、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者に対し、金額及び期間を指定して、第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2 第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定の取消し)
第七百条の十一の三 道府県知事は、前条の規定に基づき、軽油引取税の特別徴収義務者

数量(当該所有に係る軽油にすでに軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、当該所有している者の事務所又は事業所(当該軽油を直接管理するものが所在する道府県において、その者に課する。)

（元売業者を除く。）に担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為（以下本条において「担保の提供等」という。）を命じた場合において、当該特別徴収義務者がその指定された期限までに担保の提供等をしなかつたときは、当該特別徴収義務者としての指定を取り消すことができる。

第七百条の十二第一項中「前条第一項」を「第七百条の十一第一項」に改める。

第七百条の十四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七百条の三第四項の軽油を所有している者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有している軽油に係る軽油引取税の課税標準額、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該所有している者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地の道府県知事に提出すること。

第七百条の三十一第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限（第七百条の三十一第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百条の三十二第一項中「督促状を発する

前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限（第七百条の三十一第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百一条の十第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百一条の十一第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百二条第二項中「又は第十六項」を「第十六項又は第二十項」に改める。

第七百二十条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百二十三条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百三十四条第三項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替へるものとする。

第二章第一節第一款及び第二款	
道府県	都
道府県民税	都民税
道府県知事	都知事
市町村	特別区
市町村長	特別区長

第三章第一節

第三百二十二条第一項	市町村	都
	市町村民税 市町村長	都民税 都知事
四千円		
二千四百円		
第三百二十二条第二項	市町村	都
	七千円	八千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合）は、七千円
四千円		四千六百円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合）は、四千円
第三百二十四条の六第一項	市町村	都
	百分の八・九	百分の十四・七
百分の十・七		百分の十七・七
第三百二十二条の八第九項	市町村	都
	百分の十・七	百分の十四・七
百分の十・七		百分の十七・七

附則第七項及び第九項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、附則第六十五項及び第六十六項中「併用住宅にあつては、」を「区分所有に係る住宅にあつては本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（併用住宅に限る。）にあつては、」に改め、附則第八十八項を附則第八十六項とし、附則第八十九項中「附則第八十八項」を「附則第八十六項」に改め、同項を附則第八十七項とし、附則第九十項を附則第八十八項とし、第九十一項を附則第八十九項とし、附則第九十二項中「附則第九十一項」を「附則第八十九項」に改め、同項を附則第九十項とし、附則第九十三項中「附則第九十二項」を「附則第九十項」に改め、附則第九十四項を「附則第九十一項」に改め、

「第五十条の六第一項又は第三百二十八条の五第一項の規定による」を削り、「所得割」の下に「（第五十条の二の規定によつて課する所得割を含む）」を加え、同項を附則第九十一項とし、附則第九十四項を附則第九十二項とし、第九十五項を附則第九十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

（生命保険事業を行なう法人の事業税の課税標準の特例）

94 生命保険事業を行なう法人に対する事業税の課税標準の算定については、当分の間、当該法人が厚生年金保険法第百三十条第三項又は第百五十九条第三項の規定によつて厚生年金基金又は厚生年金基金連合会と締結する保険の契約に基づいて保険料として収入する金額のうち初年度収入保険料（第七十二条の十

第四項第一号の初年度収入保険料をいう。
以下本項において同じ。に相当するものは、
当該法人に係る第七十二条の十四第五項第三
号の初年度収入保険料から控除するものとす
る。

（自動列車停止装置に対して課する固定資産
税に関する特例）

95 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄
道業者又は軌道経営者が昭和四十二年一月二
日から昭和四十七年一月一日までの間に新設
した自動列車停止装置（第三百四十三条第八
項の規定の適用を受ける車両に設置されたも
のを含む、第三百四十九条の三第二項、第十
三項、第十七項又は第十八項の規定の適用が
あるものを除く。）に対して課する固定資産税
の課税標準は、第三百四十九条の二の規定に
かかわらず、当該装置に対して新たに固定資
産税が課されることとなつた年度から五年度
分（第三百四十九条の三第十五項の規定の適
用を受ける自動列車停止装置にあつては、同
項の規定の適用がないこととなつた年度から
二年度分）の固定資産税に限り、当該装置に
係る固定資産税の課税標準となるべき価格の
二分の一の額とする。

（重油に係る水素化脱硫装置に対して課する
固定資産税に関する特例）

96 昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一
月一日までの間に新設された重油に係る水素
化脱硫装置で政令で定めるものに対して課す
る固定資産税の課税標準は、第三百四十九
条の二の規定にかかわらず、当該装置に対し
て新たに固定資産税が課されることとなつた年
度から三年度分の固定資産税に限り、当該装
置に対して課する固定資産税の課税標準とな
るべき価格の二分の一の額とする。

（紙の製造に使用する電気に対して課する電
気ガス税の税率の特例）

97 紙の製造業を営む者がその事業所において
直接その業務の用に使用する電気に対して課

する電気ガス税の税率は、当分の間、第四百
九十条の規定にかかわらず、百分の五とする。
第二条 地方税法の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項第十号中「の者」の下に「で
前年の合計所得金額が五百万円以下であるも
の」を加える。

第三十二条第三項中「所得割の納税義務者が
所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業
専従者を有する場合においては、同項を「所得
税法第二十一条第三十九号に規定する青色申
告書（第八項において「青色申告書」という。）を
提出することに基づき国の税務官署の承認を受け
ている所得割の納税義務者と生計を一にする配
偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及
びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配
偶者又は扶養親族とされる者を除く。）で、もつ
ぱら当該納税義務者の営む同法第五十六条に規
定する事業に従事するもの（以下本項において
「青色事業専従者」という。）が、当該事業から給
与の支給を受ける場合においては、同法第五
十七条第一項に改め、同条第七項中「第四項を
「第三項又は第四項に、「同項を「これらの規
定に改め、同条第八項中「同条第一項第三十九
号に規定する「及び（以下本項において「青色申
告書」という。）を削る。

第三十三条第一項中「第四項を「第三項に改
め、同条第二項中「第九十八条第五項を「第九
十八条第四項に、「及び第八号、次条第一項並
びに第三十七号の二第五項を、「第八号及び第
十号並びに次条第一項及び第七項に改める。
第三十四条第一項中第六号を第十号とし、第
五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加
え、同条第五項を削る。

五 障害者である所得割の納税義務者又は障
害者である控除対象配偶者若しくは扶養親
族を有する所得割の納税義務者 各障害者
につき五万円
六 老年者である所得割の納税義務者 五万
円

七 寡婦である所得割の納税義務者 五万円
八 勤労学生である所得割の納税義務者 五
万円
第三十四条第六項中「生命保険料控除額」との
下に「同項第五号の規定によつて控除すべき
金額を障害者控除額と、同項第六号の規定によ
つて控除すべき金額を老年者控除額と、同項第
七号の規定によつて控除すべき金額を寡婦控除
額と、同項第八号の規定によつて控除すべき金
額を勤労学生控除額とを加え、同項第五号及
び前項を「同項第九号に、「第一項第六号、第
三項及び前項を「同項第十号及び第三項に改
め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第
一項第五号の控除対象配偶者であるかどうか又
は同項第六号の扶養親族であるかどうかを「第
一項、第三項又は第四項の場合において、障害
者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかど
うか又は所得割の納税義務者の控除対象配偶者
若しくは扶養親族であるかどうかに改め、同
項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加
える。

7 所得税法第二条第一項第三十一号の規定
は、第一項第八号の勤労学生の意義について
準用する。この場合において、同条第一項第
三十一号中「合計所得金額」とあるのは、「前
年の地方税法第二十三条第一項第十二号に規
定する合計所得金額」と読み替へるものとす
る。

第三十四条第九項中「生命保険料控除額」の下
に「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除
額、勤労学生控除額を加え、同条第十項中「又
は生命保険料控除額を、生命保険料控除額又
は勤労学生控除額に改める。

第三十六条第一項中「自治省令の定めるところ
によつて、所得割の納税義務者が第三百十四
条の四の市町村民税に関する申告書とあわせ
て、当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額
その他必要な事項を記載した申告書を提出した
ときは、当該納税義務者の」を「第四十五条の二

第一項の規定による申告書（その提出期限後に
おいて道府県民税の納税通知書が送達される時
までに提出されたものを含む。）に同項第六号に
掲げる事項の記載があるときは、当該「第
八十四条」を「第九十条」に改める。

第三十七条第一項中「規定による道府県民税
に関する申告書の提出があつた場合を「規定の
適用がある場合」に、「第八十四条」を「第九
十条」に改める。

第三十七条の二の見出し中「税額を「外国税
額」に改め、同条第一項から第五項までを削
り、同条第六項中「本項を「本条」に改め、「並
びに第一項及び第二項」を削り、同項を同条と
する。

第四十五条の二第二項第五号中「生命保険料
控除額」の下に「障害者控除額、老年者控除
額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同
項第六号を次のように改める。

六 第三十六条第一項に規定する変動所得及
び臨時所得に関する事項

第四十五条の三第一項中「前条第一項」の下に
「から第四項まで」を加え、同条第二項中「記載
された事項」の下に「（自治省令で定める事項を
除く。）を加え、「に掲げるもの」又は第三項に規
定する」に改め、「相当するもの」の下に「及び次
項の規定により附記された事項」を加え、「同項」
を「同条第一項から第四項まで」に改め、同条に
次の一項を加える。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出
する者は、当該確定申告書に、自治省令で定
めるところにより、道府県民税の賦課徴収に
つき必要な事項を附記しなければならない。
第七十二条の五十五第一項中「事業税の納税
義務者」の下に「で、第七十二条の十七第一項の
規定によつて計算した個人の事業の所得の金額
が第七十二条の十八第一項の規定による控除額
をこえるもの」を加え、「本項中」を「本項及び次
項において」に改め、同条第三項中「前二項」を
「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条

「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項中「個人がすべき前項の申告を」「個人がする前二項の申告に」「おいては、同項」を「おいて、第一項の規定による申告をするときは、同項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において第七十二条の十七第三項、第四項又は第七項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、自治省令で定めるところにより、その事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告することができる。

第七十二条の五十五の二第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

第二百九十二条第一項第十号中「の者」の下に「で前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの」を加える。

第三百十三条第三項中「所得割の納税義務者が所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、同項」を「所得税法第二十一条第三十九号に規定する青色申告書（第八項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者を除く。）で、もつぱら当該納税義務者の営む同法第五十六条に規定する事業に従事するもの（以下本項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から給与の支給を受ける場合においては、同法第五

十七条第一項に改め、同条第七項中「第四項」を「第三項又は第四項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第八項中「同条第一項第三十九号に規定する」及び「（以下本項において「青色申告書」という。）を削る。

第三百十四条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第九十八条第五項」を「第九十八条第四項」に、「及び第八号、次条第一項並びに第三百十四条の七第五項」を、「第八号及び第十号並びに次条第一項及び第七項」に改める。

第三百十四条の二第二項第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加え、同条第五項を削る。

五 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき五万円

六 老年者である所得割の納税義務者 五万円

七 寡婦である所得割の納税義務者 五万円

八 勤労学生である所得割の納税義務者 五万円

第三百十四条の二第六項中「生命保険料控除額」の下に「同項第五号の規定によつて控除すべき金額を障害者控除額と、同項第六号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額と、同項第七号の規定によつて控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の規定によつて控除すべき金額を勤労学生控除額と」を加え、「同項第五号及び前項」を「同項第九号」に、「第一項第六号、第三項及び前項」を「同項第十号及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項第五号の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号の扶養親族であるかどうか」を「第一項、第三項又は第四項の場合において、障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の控除対象配偶者若しくは扶養親族であるかどうか

か」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 所得税法第二十一条第三十一号の規定は、第一項第八号の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同条第一項第三十一号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する合計所得金額」と読み替えるものとする。

第三百十四条の二第九項中「生命保険料控除額」の下に「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同条第十項中「又は生命保険料控除額」を「生命保険料控除額又は勤労学生控除額」に改める。

第三百十四条の四「自治省令の定めるところによつて、所得割の納税義務者が当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の」を「第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む）」に同項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該「に、第八十四条」を「第九十条」に改める。

第三百十四条の五「規定による申告書の提出があつた場合」を「規定の適用がある場合」に、「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第三百十四条の七の見出し中「税額を」を「外国税額」に改め、同条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「本項」を「本条」に改め、「第六項」及び「並びに第一項及び第二項」を削り、同項を同条とする。

第三百十七条の二第一項第五号中「生命保険料控除額」の下に「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 第三百十四条の四に規定する変動所得及び臨時所得に関する事項

第三百十七条の三第一項中「前条第一項」の下

に「から第四項まで」を加え、同条第二項中「記載された事項」の下に「（自治省令で定める事項を除く。）」を加え、「に掲げる」を「又は第三項に規定する」に改め、「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、「同項」を「同条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

第三条 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当等という」の下に「次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の二 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等同年六月一日前に支払われたものにつき徴収された法第五十条の二の規定によつて課する所得割の額（次項において「徴収された道府県民税の退職所得割額」という。）又は当該退職手当等につき徴収された法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額（次項において「徴収された市町村民税の退職所得割額」という。）が、それぞれ当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る法第五十条の二の規定によつて課する所得割の額（以下この項及び次項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。）又は当該退職所得の金額に係る法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額（以下この項及び次項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）をこえる場合において

は、法第五十条の五又は第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、それぞれ改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合には、法第十七条の規定による当該過誤納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

2 徴収された道府県民税の退職所得割額又は徴収された市町村民税の退職所得割額が改正

後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額をこえる場合には、昭和四十二年中に支払うべき退職手当等と同年六月一日以後に支払われるものに係る法第五十条の六第一項第二号若しくは第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る法第五十条の八若しくは第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替へるものとする。

法第五十条の六第一項第二号及び第五十条の八	徴収された又は徴収されるべき所得割の額	徴収された又は徴収されるべき所得割の額
法第三百二十八条の六第一項第二号及び第五十条の十三第一項	徴収された又は徴収されるべき所得割の額	徴収された又は徴収されるべき所得割の額

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四百九十条の二第一項の改正部分及び同法の附則に第九十七項を加える改正部分は昭和四十二年七月一日から、第二条の規定は昭和四十三年一月一日から施行する。

(繰上計算に関する規定の適用)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第二十條の四の二第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十二年六月一日(以下「施行日」という。)以後に確定する過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金、同日以後に納付され、若しくは納入される延滞金又は同日以後に還付のため支出を決定し、若しくは充当をする過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還

付金に係る還付加算金について適用する。
(延滞金の免除に関する規定の適用)

第三条 新法第二十條の九の三第一項の規定は、施行日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(延滞金の算定に関する規定の適用)

第四条 前二条、次条第六項、附則第七條第二項及び附則第十一條第六項の規定の適用がある場合を除き、新法の規定中延滞金の算定に関する部分は、施行日以後に納付し又は納入すべき期限が到来する地方税に係る延滞金について適用し、同日前に納付し又は納入すべき期限が到来した地方税に係る延滞金については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する規定の適用)

第五条 新法第五十二条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第六項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十四年法律第三十四号)第七十一条第一項同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限り、第四項において同じ。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第五十三条第十項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十三条第十二項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法第五十七條の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解後又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 新法第五十六條第三項及び第六十四條第二項

の規定は、施行日以後に納付される法人の道府県民税に係る延滞金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十二年年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第六条 第二条の規定による改正後の地方税法(以下「四十三年度」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十五第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の事業税に係る延滞金について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十二年年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第九條 新法附則第七項及び第九項の規定は、施行日以後の土地の取得に対する不動産取得税について適用する。

(道府県たばこ消費税に関する規定の適用)

第十條 新法第七十四條の二の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該製造たばこを製造したたばこについては、なお従前の例による。

2 日本専売公社は、昭和四十二年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新法第七十四條の二に規定する税率を適用して計算した道府県たばこ消費税の額と当該製造たばこを製造したたばこについて第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という)第七十四條の二に規定する税率を適用して計算した道府県たばこ消費税の額との差額に相当する道府県たばこ消費税の額を、それぞれ同年六月三十日又は同年七月三十一日までに申告納付しなければならぬ。

3 新法第七十四條の四第二項から第五項まで及び第七十四條の五の規定は、前項の規定による道府県たばこ消費税の申告納付及び当該道府県たばこ消費税に係る延滞金の納付について適用する。

(市町村民税に関する規定の適用)

第十一條 新法第三百二十二條の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一條の八第六項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一條の八第一項の申告書(法人税法第七十一條第一項(同法第四百五十五條第一項において準用する場合を含む)の申告書に係るものに限る。第四項において同じ。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村

民税として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百二十一條の八第十項の規定は、施行日以後に終了する事業年度の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一條の八第十二項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法第三百二十一條の十三の規定は、施行日以後に終了する事業年度の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法第三百二十一條の十二第三項及び第三百二十七條第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第三百二十一條の五の二(新法第三百二十八條の五第三項において準用する場合を含む)の規定は、施行日以後に徴収した同条に規定する納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した当該納入金については、なお従前の例による。

第十二條 四十三年法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十二年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二十項の規定は、昭和四十一年一月一日以前において建設された同項に規定する地下道又は跨線道路橋で自治省令で定めるもの(以下この項及び次項において「地下道等」という)のうち昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九條の三第二項又は第十七項の規定の適用を受けていたものの昭和四十二年度分以後の固定資産税についても適用する。

3 新法第三百四十九條の三第二十項に規定する地下道等に対して課する昭和四十二年度分の固定資産税については、市町村長は、新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えて、当該地下道等の価格及びその価格に同項に定める率を乗じて得た額を当該地下道等の所有者に通知しなければならない。この場合において、新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていなく又は登録された価格等」とあるのは、「固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」とし、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項(第四百三十九條第三項の場合を含む)の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、」とあるのは、「当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

4 新法第三百四十九條の五の規定は、施行日前

において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所(以下この項並びに附則第二十二條第二項及び第三項において「一の工場」という)の工場の増設された設備で一の工場に類する供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年(その日が一月一日である場合には、その日の属する年)の四月一日の属する年度から昭和四十二年度までの年度の数が五をこえないもの(次項の規定の適用を受けるものを除く)の昭和四十二年度分以後の固定資産税についても適用する。

5 昭和四十一年一月一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十九條の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十二年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産を新法第三百四十九條の五に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九條の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九條の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

(市町村たばこ消費税に関する規定の適用)

第十四條 新法第四百六十五條の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該製造たばこを製造したたばこについては、なお従前の例による。

2 日本専売公社は、昭和四十二年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新法第四百六十五条に規定する税率を適用して計算した市町村たばこ消費税の額と当該売渡しをした製造たばこについて旧法第四百六十五条に規定する税率を適用して計算した市町村たばこ消費税の額との差額に相当する市町村たばこ消費税の額を、それぞれ同年六月三十日又は同年七月三十一日までに申告納付しなければならぬ。

3 新法第四百六十七条第二項から第五項まで及び第四百六十九条の規定は、前項の規定による市町村たばこ消費税の申告納付及び当該市町村たばこ消費税に係る延滞金の納付について準用する。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十五条 新法第四百八十九条第一項の規定は、電気ガス税の昭和四十二年六月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)について適用し、同年五月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分)については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第一項及び附則第九十七項の規定は、電気ガス税の昭和四十二年七月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)について適用し、同年六月三十日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分)については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する規定の適用)

第十六条 新法第七百条の四第一項第五号の規定は、施行日以後の製造に係る軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

(都の特例に関する規定の適用)

第十七条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第六項の期間に係る法人の都民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第十八条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定に係る地方税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 前各条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(たばこ専売法の一部改正)

第二十条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「百分の九」を「百分の十・三」、「百分の十五」を「百分の十八・一」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十一条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「十分の二」を「十分の三」に改め、同項の表市町村の区分の欄中「五万人未満」を「二十万人未満」に、「五万人以上の市町村」を「二十万人以上の市」に改め、同表金額の欄中「十億円」を「二十五億円」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十三条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新交納付金法」という)第五条の規定は、昭和四十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに

市町村納付金及び都道府県納付金(以下この項及び第三項において「交付金及び納付金」という)から適用し、昭和四十二年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第五条の二の規定は、昭和四十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌年度から昭和四十三年度までの年度の数が五をこえないもの(次項の規定の適用を受けるものを除く)の昭和四十三年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

3 昭和四十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十三年度分までの交付金及び納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十三年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五条の二に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第十三条第五項後段の規定を準用する。

(昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十三条 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第九十三項」を「附則第九十一項」に改める。

別表注(一)中「逓増率」を「逓増率」に改め、同表注(二)中「逓増率」を削る。